

令和6年色麻町議会定例会3月会議会議録(第5号)

令和6年3月11日(月曜日)午前10時05分開議

出席議員 13名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	4番	小松栄喜君
5番	相原和洋君	6番	河野諭君
7番	西村義隆君	8番	小川一男君
9番	今野公勇君	10番	中山哲君
11番	山田康雄君	12番	白井幸吉君
13番	天野秀実君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

12番	白井幸吉君	1番	工藤昭憲君
2番	高森すみえ君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君

色麻保育所長兼清水保育所長	今野稔君
教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹荒弘君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	今野和則君
農業委員会事務局長	山崎長寿君
代表監査委員	早坂仁一君

職務のため議場に参加した者の職指名

議会事務局長	遠藤洋君
書記	大泉信也君

議事日程 第5号

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第9号 令和5年度色麻町一般会計補正予算(第10号)
日程第3	議案第10号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算(第3号)
日程第4	議案第11号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)
日程第5	議案第12号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第6	議案第13号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
日程第7	議案第14号 令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第8	議案第15号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
日程第9	議案第16号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第10	議案第17号 色麻町職員定数条例の一部改正について
日程第11	議案第18号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第19号 色麻町介護保険条例の一部改正について
日程第13	議案第20号 色麻町子育て支援出産祝金支給条例の一部改正について
日程第14	議案第21号 色麻町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正

について

日程第15	議案第22号	令和6年度色麻町一般会計予算
日程第16	議案第23号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第17	議案第24号	令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第18	議案第25号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第19	議案第26号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第27号	令和6年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第21	議案第28号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第22	議案第29号	令和6年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第23	議案第30号	令和6年度色麻町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第9号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第10号）
日程第3	議案第10号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第11号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第12号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
日程第6	議案第13号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第14号 令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第8	議案第15号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
日程第9	議案第16号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第17号 色麻町職員定数条例の一部改正について
日程第11	議案第18号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第19号 色麻町介護保険条例の一部改正について
日程第13	議案第20号 色麻町子育て支援出産祝金支給条例の一部改正について
日程第14	議案第21号 色麻町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第22号 令和6年度色麻町一般会計予算
日程第16	議案第23号 令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第17	議案第24号 令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算

日程第18	議案第25号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第19	議案第26号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第27号	令和6年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第21	議案第28号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第22	議案第29号	令和6年度色麻町下水道事業特別会計予算
日程第23	議案第30号	令和6年度色麻町水道事業会計予算

午前10時05分 開議

○議長（天野秀実君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番白井幸吉議員、1番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

日程第2 議案第9号 令和5年度色麻町一般会計補正予算（第10号）

○議長（天野秀実君） 日程第2、議案第9号令和5年度色麻町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

休会前に引き続き、款項の質疑を続けます。

議案書33ページ、第4款衛生費第1項保健衛生費の、5番相原和洋議員の質疑に対する答弁から行います。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、お答えいたします。

答弁に大変時間を要し、申し訳ありませんでした。それではですね、議案書33ページの8目新型コロナワクチン接種事業の補正額1,081万7,000円の減であります、一般財

源がなかったのになぜ5万4,000円の減と表記されているのかといった質疑であります
が、そちらですね、本日お配りした資料のほうをちょっと御覧いただきたいと思
います。

歳入の15款国庫支出金第1項国庫負担金第2目衛生費国庫負担金、こちらのほうで
新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の1,076万3,000円を減額補正いた
しました。それで、補正後の予算といたしましては1,322万1,000円というよ
うな状況になっており
ます。

それで、歳出のほうでございますが、今回のこちらの8目になります、こちらの
ほう補正を行って1,098万円の減額ということで、補正後の予算額といたしま
しては、
1,300万4,000円ということになります。

それで、歳入といたしまして1,322万1,000円、歳出といたしましては1,300
万4,000円
ということで、差額ですね21万7,000円が財源超過分ということになりまし
て、一般
財源で表示というような形になるところでございますが、今回ですね、過年度
分の新
型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金精算による返還金16万3,000
円が、今
回一般財源で増額補正したこと、さらにそこから差引きが発生いたしまして、5
万4,
000円の減というふうに表示されたものでございます。

その原因といたしましては、歳入については1月18日付で変更交付申請を行
って、歳
入の額が確定いたしたというところでございます。それで歳出におきましては
ですね、
2月の中旬に、決算に近い数字で固めたというようなことがありまして、財
源が超
過することになったというような、そういった要因でございます。

回答については以上になります。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） おはようございます。

ただいま担当課長から説明を承りました。ここにワンペーパーでも示されて
おります
けれども、増額、一般財源の増額を確定する部分は2月のところで、先ほど1
月18日
かな、たしか、なされたようなお話ぶりではございます。弾力性を持った予
算措置
をすべきところを、したのかどうかという部分の判断も出るのかなと思
います。
その予算措置の仕方、今までいろいろ各部署の内容を聞いている限り、柔
軟性を
持ってやられてきて、最終的に3月の2回目会議で最終着地するのかな
とは思
っておりますけれども、今回、そこが甘かったのではないかなという感
じがす
るんですけども、今回の内容は説明は分かりますけれども、そのように、
増額を
含めやられたという部分については、ちょっといま一度、理由と
いいま
すか、なぜそうなったのか、いま一度御説明いただきたいと思うん
です
が。先ほどの説明だけだと、数字の羅列を言われて、なるほどなとい
う感
じしか取れないもんですから、その根拠といいますか、その点をいま一
度、も
う少し分かりやすく示していただきたいと思
います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいた
します。

歳入に関しましては、先ほど変更交付申請が1月18日と申し上げま
したが、
国のほう

の予算の関係上、所要額調べ等は12月頃に行われまして、そのときにある程度の、今後の支出等も考えてですね、固めるような状況であります。

ただ、今回ワクチン接種に関しては、個別接種は今も動いているような状況でございます、ある程度そういった幅を持たせた感じで歳入のほうの変更交付申請はしているというような状況でございます。

それと、あと歳出におきましては、今回の3月の会議においては目安としては大体5万円以内に収めるというようなところで精算を、全体的に予算のほうしてますんで、そういった意味でできるだけ、今回のワクチンに関しては、それにぴったり合わせるっていうようなのはなかなか難しいことで、それなりの幅を持たせているんですが、なるべく決算に近いというような状況で歳出のほうも置かせてもらったというようなことになりまして、今回こういった財源の超過ですね、そういったことが発生してしまったということでございます。

○議長（天野秀実君） 1項保健衛生費、ほかにございませんか。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今、課長より正誤表っていうかね、それで説明付表というね、配付され、説明をいただきました。そうした中で、この数字を見ればなるほどと理解はします。

そうした中でね、この予算措置っていうかね、その出し方について、やっぱ国庫負担金100%事業であるならば、やはり100%の中での範囲で歳入、歳出のそれをもって、減額補正すべきではないのかというふうに考えるもので、そういった複雑な、何ていうのかな、トリックっていうか、そういった形の中での予算措置っていうのはいかがなものなのか、その辺についてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 今回の予算措置について御説明申し上げます。

今、保健福祉課長のほうから御説明ありましたように、歳入のほうがもう確定いたしました。それで、歳出をできるだけ、歳出を見込んで、今後の今年度の事業費を算定したんですけども、歳入のほうももう確定してしましまして、確定して、歳入のほうが多くなってしまったと。その差額が21万7,000円ということになりました。

それで、この財源をじゃあどうするかということなんですけども、基本的な考えといたしましては、どうしても国の補助金100%といっても、なかなか歳入と歳出が合うということがございません。こういう事例は、今までも何回か出てきておりまして、そのときにですね、歳入がオーバーした分は一般財源化して、こちらの財源内訳にマイナスで表記するというやり方をこれまでもやっております、それがですね、事業が終わって、年度を越えて、それで過年度分ということで、次年度以降過年度分という形で返還、一般財源で返還するというような流れになりまして、この辺については特に問題はないのではないかなというふうに思っております。うちのほうでは、一応このような手法で、これまでもやってきましたので、問題はないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今、総務課長より答弁をいただきました。次年度を超えるやつは一般会計になるっていうの、それは当然のこと。そんなこと十二分に知ってる話で。そういった中でいってね、要するに、質疑の中で、課長が自分で提案した議案ね、それが説明できないという内容について、それがどうなのかということなんだよ、原因はね、それが問題なの。そこんところで、どのようにそういったものをしてんのかっていう、やはり課の中でのチェック、そして最終的には財政でのチェックとなるんだらうと私は思います。そうした中でこの予算の措置の在り方っていうのはどうなのかということをお尋ねしてるわけ。もう一度お願いいたします。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） 答弁できなかったことについては、大変申し訳なく思っております。もっともです、深く勉強した上で議会に臨むということで、改めて指導したところでございます。

質疑の中の予算措置としてはどうなんだという話ですけれども、冒頭1問目のときに申されましたように、歳入歳出同じ額でやれば問題ないだらうというような御発言でございましたが、今回ですね、21万7,000円歳出のほうを多く削減しているということで、これをですね、同額にすれば21万7,000円の不用額が出るよという予算をつくれということになってしまいます。21万円程度でしたら不用額として出てもさほど影響はないんですが、物によっては100万円、200万円、500万円という場合もあるんです。特に、福祉系ですと、別な目とかで結構過年度分返還金、3月になっと何百万円って出たりしますよね。そういうのですと、不用額が何百万円って出たりする場合もあると。それも含めてイコールにしないでいいのかということになりますので、そうすると財政のほうでは実質収支のコントロールが非常に難しくなると。議員、重々御承知かと思いますが、実質収支比率3から5%だよというコントロールをですね、財政のほうですてきだけれども、それが非常に難しくなるということですので、仮に一般財源に振り替わるといような事象が発生するにしても、今回のこの21万7,000円は、21万7,000円になるかどうかは別として、これに近い金額が恐らく来年度以降に返還金として、今年16万3,000円のようなものが出てくるんだらうということですので、この辺はやむを得ない仕組みとか、からくりなのかなというところで、財政のほうでは、できれば財政サイドとすればそのように、今回のようにやっていただいたほうが、実質収支のコントロールがしやすいということになりますので、このような方向でやっていくということで、今回もこのようになったということで御理解賜ればと思います。

○議長（天野秀実君） 10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 今、実質収支で3%から5%範囲内の置き方が大変難しくなるとい答弁なんですけれども、まずこういった事態で議会審議を、大体2日も使うといか、休みだからいがあったっていう形になるんだらうと思うげども、やっぱり停滞さ

せるっていうこと自体については、やはりどのように考えるのかなということでありましてね。

そういったときに、町長、今回の事態についてどのように町長は、執行者、親分として、どのように捉えているのか、その辺についてお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 責任者としては大変申し訳なく思います。以後、こういうことのないように、職員のほうにもしっかりと指導したいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 1項保健衛生費、ほかにございますか。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今、副町長からあったとおりに、この数字の許容の範囲で、従来のような形で対応して処理したという解釈でよろしいのかどうか。そしてまた、先ほどもありましたけれども、やはり補正で出す以上は、説明責任だけは各担当課長、明確にしていただければいいんじゃないかなと思うんですが、その点について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 副町長。

○副町長（鶴谷 康君） まず、前段の質疑でございますけども、そのとおりでございます。

後からの話で、本当に、10番議員からもありましたけれども、議会を止めてしまったということに関しては誠に遺憾でありまして、町長からもありましたように、今後はずね、このようなことがないようにしっかりと勉強して、議会に臨ませたいというふうに思います。大変申し訳ございません。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに保健衛生費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、進みます。

3項下水道費。（「なし」の声あり）

6款農林水産業費1項農業費。12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 5目農地費のですね、負担金補助及び交付金の負担金5万円ですが、この内容をまず1点お聞きしたいと思います。

次に、6目の生産調整対策費ですね。この補助金で、大豆振興対策事業が530万円減額なっております。これは、当初予算全額を減額しているように見えますが、令和5年度、これ多分単収200キログラムへの補助金だと思っておりますが、令和5年度でその200キロ超えの該当者はいたものなのかどうか、お聞きいたします。2点お聞きします。

○議長（天野秀実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、1点目のですね、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業負担金でございます。この負担金でございますが、王城寺原演習場周辺の生活環境の整備に必要な事業としまして、県が事業主体となっておりますね、保野川ダム附帯施設更新工事に伴う負担金でありまして、令和5年度、ダム附帯施設のですね、実施設計を行いまして、当初に実施設計を見込んだ額よりも増額となったということで、町の負担金72万8,000円から77万8,000円となったことから、5万円を増額補正するものでございます。

続いて、2点目の大豆振興対策事業補助金でございますが、530万円ほど減額しております。今年度につきましては、対象者が200キロ以上の収量を得た方がいなかったということで減額補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 1点目は了解いたしました。

その大豆振興対策事業でございますが、これ令和2年度より単収180キロに対する町単独加算がなくなりました。この単収200キロというのはですね、なかなか難しい数字であります、生産者にとってはですね。要はこの予算、絵に描いた餅のような予算ではないかと私は考えておりますが、その単収180キロへの単独加算の復活の考えはないのかどうか。今回、当初予算でも多分ないような気がするんですが、その辺の考えですね、町長、やっぱり農業者にですね、やる気を持ってもらうためには、この180キロの復活も必要だと思います。いかがですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところ考えてはいないんです。あくまでも、やっぱり目標に対して努力をしていただくということで、生産者の方々にはお願いしたいということで、この200キロのこのラインについては、同じ考えであります。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） あのですね、意欲意欲だけでは駄目なんですね。やはり実質的に加算するというものをやっぱり示して、それを180キロを示していただいて、そうすれば、農家の方もですね、今160とか170にはなってますから、その辺をですね、やっぱり数字で示してやる気を与えていただきたいというような思いがあるんですけども、どう考えますか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その辺は考え方ということになるんでしょうけれども、やっぱりね、下げるということもこれ一つの考え方でしょうけれども、この目標を設定をして、それに努力をしてもらうということなんですよ、これ。多くやっぱり収量を上げてもらうということが大事なことであって、そのための補助金ということで、あくまでも何に使ったらいいか分かんねえから下げるというのではなくて、そういう目標をきちんとした中で町としてはやってほしいということになります。

○議長（天野秀実君） 11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 私は、畜産業費ですね。一時保管牧草農地還元業務委託料2,310万1,000円の減の理由を説明願いたいと思います。

○議長（天野秀実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

一時保管牧草のですね、事業費の減額の理由ということでございます。まず、主な減額の理由でございます。当初予算におきまして農地還元時のですね、石礫除去を含めま

して積算のほうをしておりました。ただ、実際の作業を行った状況ですね、まず石礫がまずなかったことというのが一番大きな要因でございます。石礫除去を含む農地還元工ということで13ヘクタール見込みまして、農地還元工だけで2,319万円ほどの予算を見ておったんですが、実績としましては891万5,000円ほどに、農地還元工が大分大幅に下がったということが要因ですね、このような金額になった次第でございます。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今、農地還元工という、今、言葉が答弁なされたんですけども、ただね、町長の今年の施政方針では、一時保管牧草であります、これまで農地の還元処理してまいりましたというね、その字句があって、今年は全量処理するめに立ちます、目途いたしますということで、こういう一応、所信表明でなされておりますから、その農地還元工があって2,310万何がしの事業がやれなかったということなんですが、果たして令和6年度は、こういうことを全てクリアして還元できるのかということをちょっとお聞きしておきたい。

○議長（天野秀実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和6年度ですね、今年度すき込みできなかった部分につきましては、ロール数で133個、推定重量で30.46トンですね、令和6年度ですき込みを行う予定にしております。

○議長（天野秀実君） ほかに農業費、ございますか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 私同じく、11番議員と同じく、4目の12節委託料について御質問します。

先ほど課長の答弁、石礫の除去量が大きかな理由で減額になりましたよと、農地還元工を基にして考えるとというお話をいただきました。しからば、当初事業計画の上でお示しになった面積、これに対しての進捗率が現状どうだったのか、まず1点。

それに対して、現在残ってる残量的な量は幾らあるのか、その2点をお尋ねしておきます。

○議長（天野秀実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

当初、計画しました進捗ということでございますが、当初13ヘクタールすき込みの面積を見たわけなんです、実績としても13ヘクタールのところにすき込みのほうは実施してございます。

あと、2点目、令和6年度ですね、残ったロール数、先ほども申し上げたんですが、133ロール、推定重量でですね、30.46トンですね、令和6年度にすき込む予定にしております。

○議長（天野秀実君） ほかに1項農業費、ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、6款農林水産業費2項林業費。（「なし」の声あり）

35ページに入ります。

7 款商工費 1 項商工費。6 番河野 諭議員。

○6 番（河野 諭君） 1 目の商工振興費の中の負担金補助金及び交付金の中で、運送事業者燃料価格高騰対策事業補助金111万円が減額となっておりますが、これは事業者を受け取らなかった事業者があるのかどうかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

運送事業者の燃料価格高騰対策事業ということで、111万円ほど減額しておりますが、当初予算の時点で11事業者の192台を見込んでございました。実績につきましては、13事業者の155台ということで465万円ほど交付をしております、その残額となっております。申請されました事業者の方々には、事前に御連絡も申し上げまして、実績として155台となった次第でございます。

○議長（天野秀実君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

それでは、8 款土木費 2 項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

3 項河川費。（「なし」の声あり）

4 項住宅費。工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 座ったままでよろしいですか。

○議長（天野秀実君） どうぞ、そのままやってください。

○1 番（工藤昭憲君） この土木費で、住宅費ですね、委託料から18節の負担金補助金、これを全部当初のまま減額してるようなんですけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の全額の減額でございますが、申込みの件数が1件もなかったということで減額しております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） 申込みがなかったということでありましてけれども、必要な事業として計上してるわけでしょ、予算。にもかかわらず申込みがなかったからってことは、しなくてもいい事業っていうふうにとられるんだよ。そういうふうには理解していいの、この事業。県のほうでも補助金を出して、こういう、この耐震ね、耐震助成も出してるわけだし、それから住宅改修の補助金を出してる。この危険ブロック塀の除去費用も出してる、予算化してる。にもかかわらず、何も、だってこの予算を計上するということは、当初から見込みがあったからしたわけでしょう。だから、この事業に対しての担当課としての考え方はどうなの。お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

まず、1 点目でございますが、木造住宅耐震診断助成事業でございますが、こちらのほうは1 件ございました。あと、危険ブロック解除費でございますが、こちら対象者 3

名ございましたが、いろいろ啓蒙普及なり、県の人たちとチラシの配布をいたしました
が、なかなかやっぱ事業費もかかるということで、ちょっと無理だということで、今年
度はできないみたいだったので減額いたしました。

あと、もう1点、木造住宅耐震改修工事でございますが、こちらのほう2件予定して
おりましたが、やはりこちらも事業費がかさむということで、今回は断念したという経
緯でございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに4項住宅費、ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、5項下水道費。（「なし」の声あり）

9款消防費1項消防費。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） ここに基本報酬として144万7,000円減額になってます。基本報酬
というのは団員のその人数に応じて、1人6万円だったかな、ちょっとこまい数字忘れ
ましたけれども、その額に人数を掛け合わせた数字が総額として出てくるわけであって、
それが基本報酬が144万7,000円減額するという事は、確定する以前にもう団員が辞め
たとかなんかそういう理由があって、それ減額したんでしょうか。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まずですね、今回の減額理由につきましては、予算自体を定員、条例定数の210名で
見ております。そのために、実際には今183名の団員がおりまして、その中に休団して
いる団員もおりますけれども、それで実人員の報酬を計算した結果として、この144万
7,000円を今回減額したということになります。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 分かりました。210名の条例定数で試算したんだけど、実質183名
しかいないってということで、その人数での算定した結果144万7,000円減額したとい
うことですね。分かりました。

○議長（天野秀実君） ほかに消防費、ございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、37ページ。

10款教育費1項教育総務費。（「なし」の声あり）

2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

3項幼稚園費。（「なし」の声あり）

4項社会教育費。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 1目の7節報償費についてお尋ねをしたいと思います。

これ当初で94万1,000円、たしか計上なされてた科目だと思われま。今回そこで減
額が42万2,000円、約半分近くの減額になっているという状況でございますが、この減
額の理由、まず初めにお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

こちらの報償費の講師等謝金の42万2,000円の減額でございますが、本年度ほぼ事業が完了しておりますので、その予算の整理ということになりますけれども、この生涯学習推進事業として行われている事業のうちですね、色麻学という事業でございますけれども、こちらの色麻学のほうのほうですね、10人の委員による会議を開催しておりますが、当初3回の予定でしたが、前期と後期の2回でこの会議は終了いたしましたので、その3回から2回に回数が減ったというところでの減額が12万9,000円ということになります。

それから、同じく色麻学の講師謝金として1回3万円予算化しておりましたが、2回のうち1つの講座が講師謝金が発生しなかった事業でございますが、しかも、もう1回のほうもですね、3万円から実際の支出は2万円ということになりましたので、その色麻学の講師謝金で1万円の減額となりました。

また、しかま・学びのテラスということで教育講演会を実施いたしました。こちらについてはですね、当初講師謝金として50万円を予算化しておりましたが、既に事業は終わりましたけれども、講師謝金のほうが26万9,640円で講師のほうの支出となりましたので、26万9,000円の減額ということになりました。

それから、各種講座で4万円予算取っておりましたが、こちらは後期の英会話教室で9,000円、それから豊齢者学級で1万6,500円の支出となりましたので、差引きで1万4,000円の減額ということで、合わせまして42万2,000円の減額となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長から説明は承って内容は御理解はさせていただきました。

ただ、当初の目的、事業計画なるものがあると思われ。根拠が多分ここにあって、これだけの金額を今回予算措置をしてくださいということで、財政部局に出してる内容だと思われるんですが、それが今回、3回やるべきものは2回で済む、あと、当初学びのテラスという事業において50万の予算措置はしたけども、そこまでかからなかった。当初の考え、やっぱりそこに予算をつけるということは、考えがあるものだと思います。そういった部分をどのように正確にやられてるのか。本町において、町長は常に3割自治、財政が厳しいという中での予算措置だと思われるんですが、そういった部分を含め、担当課としては事業の在り方、計画の立て方を含め、どうだったのか、これによるというのであればよろしいんでしょうけども、財源の在り方を含めどうなのかをお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

当初予算要求時、また事業計画のときにはですね、やはり当初の事業計画どおり進め

ていくわけですが、例えば会議、3回が2回というのはですね、効率的な会議というかですね、そういったことに努めたということもありましたけれども、事業が色麻学については2つの事業でしたが、これは結果的に3回から2回で会議は終了をすることができたということになります。前期の報告分を後期という形で、そこを工夫、改善も取り入れながら会議やった結果がですね、3回から2回の会議数の減につながったということでございます。

あと講師謝金、当初50万円という講師謝金の予定で、講師選定様々に進めてきたんですけども、やはり講師も様々な謝金の額ございますけれども、たまたま、講師の謝金ということでこちらのニーズに沿って講師選定した講師の金額がお示しのような金額でございましたので、26万円の減額になったと。結果的にそのようになったということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。ほかに。河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 私は、2目の公民館費の負担金補助金及び交付金で、地域コミュニティ推進事業61万4,000円、初めからいいですか。続きから。地域コミュニティ推進事業の61万4,000円減額となっておりますが、これ地区で事業を行ったところは何地区で、どういったことを行ったのか、まずお聞きします。

○議長（天野秀実君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

令和5年度のこれまでの実績でございますけれども、5地区で事業を実施しております。内容的にはですね、体育祭それから地区のスポーツ大会、パークゴルフ大会、地区の収穫祭や防災訓練、こういった事業の内容でございました。

以上です。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 5地区で行ったということなんですけども、大半の地区が行われていないということなんですけども、やはり理由としては、令和5年度においては使い勝手がまだ悪いからなかなか開催されないのかなと思うんですけども、そういった理由なのかどうかお聞きします。

○議長（天野秀実君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（今野和則君） お答えいたします。

私どもの分析としてはですね、この地域コミュニティ推進事業、こちらとしてはできるだけ多く利用をしていただけるようにですね、PR等をしておりますが、やはりコロナ明けということでですね、まだそういった点もあったのかなということで分析はしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） 少しちょっと範囲超えるかもしれないんですけども、令和6年度は使える、飲食にも使えるのかどうか聞いていいのかどうか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 河野 諭議員にお願いいたします。今は令和5年度の補正でございますので、令和6年度になってから、令和6年度の予算に入ってからね、確認していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかに社会教育費、ございますでしょうか。（「なし」の声あり）

次に、5項保健体育費。（「なし」の声あり）

13款諸支出金1項基金費。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） この基金費、公会計で言えば預金のようなもので、貯金ですね。当初、原案では、繰入れとして3億3,025万円積立てを、ここにありますが、諸支出金として160万円、そうしますと差引き3億2,865万円を運転資金として、事業資金として使用し、この補正後によりますと補正後の繰入金が3億3,041万5,000円、そしてここに基金として1,418万6,000円、差引きしますと3億1,622万7,000円ということは、結果的に現予算より、令和5年度において借入金、差額の1,242万円は繰入れしなくて済んだという解釈でよろしいのかどうか説明をお願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） すみません、ちょっと質疑のちょっと内容が、少しちょっと理解できなかったもので、すみませんが、もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） ここ、1,258万6,000円補正組んでるわけですね、基金費で。そして、結果として1,418万6,000円。これは、要するに預金を取り崩して繰入れしたにもかかわらず、積んでるわけですよ。そうしますと当初、預金を3億3,000万何がして積立てすれば、実際、町で使うのが3億2,800万円なんですけど、今回のやつはここで多く積んでいるので、繰入金の分1,200万円多く当初より入れなくてもよい結果になっているのかどうかということです。数字的に見れば、必ずこういう形であればよろしいわけですよ。預金を繰入れして、積立てして、その差額が、差額が運転資金になってるわけですよ。今回は、繰入れは大体補正で同じですが、積立て多くした分、差引きとして1,200万円ほどお金を使わなくて済んだという結果になっているんじゃないかということで、私説明を求めているわけです。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

今の小川議員のお話は、基金全体のお話だったと思います。それで、この今回の減債基金積立金といいますのは、令和5年12月にですね、追加交付された普通交付税の臨時財政対策償還基金費1,258万6,000円について、令和6年度、令和7年度の普通交付税算定における基準財政需要額に計上されるべきものが前倒しして算定される性質のもので、地方自治体においては、減災のための基金に積み立てるとの適切な処理を行うよう通知

されております。ということで、臨時財政対策債のお金を、今回、減債基金積立金のほうに積立てをしたということになります。

以上です。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） もう一回ありますよね。

○議長（天野秀実君） あります。

○8番（小川一男君） 難しいことは私分からないんですが、公会計で預金ですね、預金を収入にみなして、支出済んだのも支出にみなしてるような形、公会計になってるわけですよ。基金を取り崩して、積んで、差額分が、その年度の活用資金、それが今回、当初の繰入金は補正で大体同じですが、今回この金額を積んだことによって、借入金としてのね、預金取崩しが1,200万円ほど少なくなったんじゃないですかということ、大変結構なことなんです。そんな特別措置法とかああだこうだって、そこまで言うのであれば、財務4表分析しますか。単純明快に説明してもらえば分かるわけです。

それで、議長いいですか。それで私は大変結構なことだと思っています。ただですね、計数面ではこういう形で来てるんですが、この補正の中で今までやってきたんですが、やはりですね、事業内容についてはね、多々反省してね、これからやらなきゃならない点もあると思うんです。あくまでもこれは計数ですからね。ところが実際の事業の段階では、今まで各議員がいろいろありましたけれども、その辺も認識してですね、令和6年は4月1日から始まるわけですから、決算が9月とか云々じゃなくて、事業継承になっているので、それを踏まえてですね、実施すべきではないかなと思うんですが、その点についての認識をお願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、基金の考え方につきましては、全くもって小川議員がおっしゃるとおりでございます。ただですね、この基金の、基金におきましては、ふだん一般財源等に充てております財政調整基金積立金というののほかに、減債基金積立金というのがございまして、この減債基金積立金というのは借金の、借金を返す際のことということで、起債の返還に充てる基金ということで積み立ててございまして、今回、その来た臨時財政対策債で発行が可能な1,258万6,000円のその財源を減債基金積立金のほうに積み立てておいて、それを起債の返還に充てる、将来的に充てるために今回積み立てたということございまして、その基金、財政調整基金も含めたこの基金の運用の在り方の考え方としては、小川議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに1項基金費、ございますか。（「なし」の声あり）

次に、14款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、9ページに戻りまして、第2表繰越明許費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、10ページ、第3表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に11ページ、第4表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）

○議長（天野秀実君） 日程第3、議案第10号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第10号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出総額から188万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,292万1,000円と定めるものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

資料のほうは、議案書45ページをお開きください。

まず歳入ですが、第1款1項1目利子及び配当金におきまして1,000円を減額し、補正後の予算額を6,000円と、すみません、1,000円を増額し、補正後の予算額を6,000円とするものです。

次に、第2款1項1目教育費寄附金では、奨学資金貸付基金指定寄附金3万円を補正し、補正後の予算額を33万円とするものです。

この御寄附は、愛宕山公園アメニティ推進協議会様から3万円を頂戴いたしました。御寄附いただきました資金は、奨学事業運営に有効に活用させていただきたいと思います。ここに改めまして御寄附賜りました愛宕山公園アメニティ推進協議会様に感謝申し上げます。

次に、第3款1項1目奨学資金貸付基金繰入金では、奨学資金貸付基金繰入金360万円を減額するものでございます。こちらは予算より貸付者が少なく、繰入れする必要がなくなったための減額になります。

次に、第4款2項1目返還金では168万1,000円を増額するものでございます。こちらは、奨学資金貸付返還額が予算よりも多く返還されたための増額補正となります。

次に、歳出について申し上げます。

46ページをお開きください。

第1款1項1目積立金におきましては189万2,000円を増額補正し、予算額を288万円とするものです。

第2款1項1目貸与事業費においては、貸付申出者が少なかったため378万円を減額し、補正後の予算額を1,002万円とするものです。

以上、令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書45ページ、歳入から入ります。

1 款財産収入 1 項財産運用収入。（「なし」の声あり）

2 款寄附金 1 項寄附金。（「なし」の声あり）

3 款繰入金 1 項基金繰入金。（「なし」の声あり）

4 款諸収入 2 項返還金。（「なし」の声あり）

続きまして、歳出に入ります。

1 款積立金 1 項積立金。12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 今回、基金積立金189万2,000円増額ですが、これをもって基金の合計額は幾らになる予定ですか。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

こちらの今回の補正後の基金の総額でございますが、現金で7,462万1,000円、あと貸付金で7,204万3,924円、合計で1億4,666万4,924円になる予定でございます。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。ほかに1項積立金、ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、2款貸与事業費1項貸与事業費。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 先ほどの課長の説明では、奨学資金貸付金、申込みが少なかったのので378万円の減ということですが、この原因というものは何か担当課長は考えられているのか。今、1億4,000何がしの基金がある中で378万円の減ということは、これ、どのように捉えているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） お答えいたします。

今回ですね、貸付金378万円の減額ということで、当初予算では新規で10人を見込んでおりました。決算では4人への貸付けということで、今回の減額となったところでございます。

今までのですね、貸付状況を見ますと年度によって多少の、多少といたしますか、人数については変動があるというふうに認識しておりまして、今年度も貸付けについては申込みを開始しているところでございますが、今の申出状況を見ますと10人まではいかないものの、七、八人ぐらいで、からの問合せがあるような状況ですので、この4人というのは、年度によっての増減というふうに解釈しております。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに貸与事業費、ございませんか。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第4 議案第11号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第4、議案第11号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第11号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を659万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案書52ページを御覧いただきたいと思っております。

第4款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入では、工場用地貸付収入336万5,000円を増額し、512万5,000円といたしました。この工場用地貸付収入は、大原工業団地第2工区につきまして、株式会社ホンダロジスティクスとの賃貸借契約による貸付収入でございます。当初の契約では、貸付期間は令和5年6月1日から9月30日までの4か月間、月額44万円でしたが、企業側からの申出によりまして、貸付期間を令和6年2月末までの5か月間の延長、貸付面積は第2工区の一部1.4ヘクタールから全部の2.1ヘクタールとした変更契約を締結いたしました。5か月間の貸付期間の延長と、貸付面積の増加により、月額は44万円から67万3,000円となりましたので、336万5,000円を増額を計上いたしました。

なお、今回の増額補正は、補正予算の要求時点での契約内容における増額分を計上いたしましたので、補正予算要求後、企業側からさらに1か月間の延長、3月末までの貸付延長の申出がございましたので、最終的な決算見込額といたしましては、今回の増額分にさらに1か月分67万3,000円が増額となる、このような見込みになってございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

53ページを御覧いただきたいと思っております。

第4款予備費では、この336万5,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書52ページ、歳入から入ります。

4 款財産収入 1 項財産運用収入。（「なし」の声あり）

次に、53ページ、歳出に入ります。

4 款予備費 1 項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 1 2 号 令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（天野秀実君） 日程第 5、議案第12号令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第12号令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億9,550万5,000円といたすものであります。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

議案書59ページを御覧ください。

第 1 款国民健康保険税ですが、こちらは国民健康保険税の収入見込みがほぼ固まったことによる補正であります。

第 4 款県支出金では、保険給付費等交付金の普通交付金、一般被保険者療養給付金分で292万3,000円の増額、特別調整交付金分については608万4,000円の減額で、合わせて330万1,000円の減額といたしました。

第6款繰入金では、保険基盤安定繰入金で410万9,000円の増額とし、一般会計繰入金では215万8,000円の減額とし、繰入金全体では197万3,000円の増額といたしました。

60ページ。

第8款諸収入では、一般被保険者返納金で国保の資格喪失後の受診による返納金として164万8,000円の増額となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

61ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費では、一般管理費の人件費の調整と委託料が固まったことによる29万3,000円の減額であります。第2項徴税费では、委託料の予算額と契約額の差額分62万円の減額といたしました。

第2款第1項療養諸費では、医療費のこれまでの推移と予算残額等を考慮し、一般被保険者療養給付費で423万3,000円の増額、一般被保険者療養費では94万円の減額、診療報酬請求明細書審査手数料で14万円の減額とし、第2項高額療養費では37万円の減額といたしました。

第5款保健事業費では、第1項特定健康診査等事業費で、今年度の健康診査実績と予算残額を考慮し、特定健診委託料119万円の減額といたしました。

第2項保健事業費では、事業の実績や各種検診のこれまでの推移と予算残額等を考慮し35万6,000円の減額としました。

63ページ。

第6款基金積立金では、基金運用による預金利子分を特定財源に充て、財源変更をしております。

以上、補正予算の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書59ページ、歳入から入ります。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税。（「なし」の声あり）

4款県支出金1項県補助金。（「なし」の声あり）

5款財産収入1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

6款繰入金1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

8款諸収入2項雑入。（「なし」の声あり）

61ページをお開きください。

歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 項徴税費。（「なし」の声あり）

2 款保険給付費 1 項療養諸費。（「なし」の声あり）

2 項高額療養費。（「なし」の声あり）

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分。（「なし」の声あり）

5 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

5 款保健事業費 2 項保健事業費。（「なし」の声あり）

63ページをお開き下さい。

6 款基金積立金 1 項基金積立金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第13号 令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)

○議長（天野秀実君） 日程第 6、議案第13号令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第13号令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から316万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,580万6,000円といたすものであります。令和 5 年度事業がおおむね完了し、歳入歳出の額がほぼ固まったことによる補正であります。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

議案書69ページをお開きください。

第 1 款後期高齢者医療保険料では、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料合わせ

て150万4,000円の減額といたしました。

第3款繰入金では、一般会計繰入金の事務費分として17万8,000円の減額、保険基盤安定繰入金で91万9,000円の減額、合わせて109万7,000円の減額といたしました。

第5款諸収入第4項受託事業収入では、後期高齢者の健診受診者の実績に基づき48万1,000円の減額といたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

議案書70ページを御覧ください。

第1款第3項健康診査等事業費では、歳入の健康診査等受託料と関連し、健康診査等委託料について48万1,000円の減額といたしました。第4項保健事業費では、後期高齢者の健康運動教室、栄養指導等の事業が完了しましたので、需用費、委託料合わせて11万2,000円の減額といたしました。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、徴収した保険料を広域連合へ納付する項目となりますので、歳入の保険料と保険基盤安定繰入金で減額した分242万3,000円を減額といたしました。

以上、補正予算の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書69ページ、歳入から入ります。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料。（「なし」の声あり）

3款繰入金1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

5款諸収入4項受託事業収入。（「なし」の声あり）

5項雑入。（「なし」の声あり）

次に、70ページの歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

2項徴収費。（「なし」の声あり）

3項健康診査等事業費。（「なし」の声あり）

4項保健事業費。（「なし」の声あり）

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（天野秀実君） 日程第7、議案第14号令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第14号令和5年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億3,338万2,000円とするものです。

歳入補正の主なものから御説明申し上げます。

議案書77ページを御覧ください。

第1款介護保険料第1項介護保険料、第1号被保険者保険料では、滞納繰越分普通徴収保険料で58万9,000円の増額。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金では、介護給付費負担金で554万2,000円の増、第2項国庫補助金は414万3,000円の減額となりました。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金では241万6,000円の増額。

第5款県支出金第1項県負担金では、介護給付費負担金で1,586万9,000円の増額。第3項県補助金では89万円の減額となりました。

第7款繰入金第1項他会計繰入金は、合計で200万9,000円の減額。

議案書79ページ。

第2項基金繰入金では、介護給付費準備基金繰入金1,930万円を減額しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

議案書80ページを御覧ください。

第1款総務費では、第1項総務管理費から第4項計画推進費において、事業実施に伴う予算の整理により、合計で168万1,000円の減額としております。

81ページ。

第2款保険給付費では、各サービスごとの給付実績から今後の給付額を見込み、第1項介護サービス等諸費から、82ページ、第5項特定入所者介護サービス等費まで、合計で1,454万2,000円を増額いたしました。

第4款基金積立金第1項基金積立金では、令和5年度において100万円の積立てを行うため、今回99万5,000円を増額いたしました。これにより、今年度末の介護給付費準備基金残高は6,082万2,000円となる見込みでございます。

第5款地域支援事業費では、事業実績を基に、第1項一般介護予防事業費から第3項介護予防生活支援サービス事業費で392万8,000円を減額いたしました。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金では、保険料還付金と過年度分介護給付費負担金等精算による返還金、合わせまして24万9,000円の減額。

第7款予備費におきまして1,160万5,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図りました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書77ページ、歳入から入ります。

1款介護保険料1項介護保険料。（「なし」の声あり）

3款国庫支出金1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。（「なし」の声あり）

5款県支出金1項県負担金。（「なし」の声あり）

3項県補助金。（「なし」の声あり）

7款繰入金1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

次に、80ページ、歳出に入ります。

1款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

2項徴収費。（「なし」の声あり）

3項介護認定審査会費。（「なし」の声あり）

4項計画推進費。（「なし」の声あり）

81ページ。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今、ここの居宅介護サービス給付料、給付費か、2,500万円、250万円じゃないですよ、2,500万円の減となっておりますけれども、この原因は何ですか。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

居宅介護サービス給付費の2,500万円の減ということでございますが、そちらに関しましては、今回、今年度、令和5年度におきましては、訪問介護ですね、とか、あと、通所介護ってデイサービス、あと、福祉用具の貸与、その辺の金額がですね、大幅に減額しております。ほかにもいろいろサービスとしては減額の要因はありますが、主立って今3点が、今回給付費の、この介護居宅介護サービス給付費の中では主にですね、利用が減っている、そういったところというふうにこちらでは分析しております。

以上になります。

○議長（天野秀実君） 11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ちょっとね、当初で3億4,329万円の予算を取ってですね、2,500万円の減というのは、かなり私からすれば、居宅介護サービスを受けられる方々が、利用者が少なかったというふうに理解すればよろしいんでしょうが、ただ、250万円だったら私は質問しないんですが、2,500万の減ということは、何か相当大きな理由があったのかなということを感じたもんですから、再度その説明をお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

そちらの第1項介護サービス等諸費の中の、今回、居宅介護サービス給付費2,500万円落ちてますが、そちらの第3目ですね、施設介護サービス給付費のほうは3,800万円というふうに伸びているような状況でございます。その要因といたしましては、今までうちのほうに、在宅でサービスを受けて、居宅介護サービス、訪問介護ですね、訪問介護でヘルパーさんを使ったり、あとはデイサービス事業所に行っていた通所介護サービスっていうんですが、そちらのほうは、今までは利用されてましたが、今回コロナ禍等々ですね、大体、今年度に入って8名ぐらいですね、施設サービスのほうに移ってくるかなというふうに、うちのほうでは分析しております。

そういった意味合いもあって、サービス使う人が減ってきている、はい、っていうような状況というふうに、サービスが移行しているというかですね、そういった形だというふうに認識しております。

○議長（天野秀実君） ほかに。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） ただいまのところ御質問させていただきます。1目、3目合わせての関連ということでございます。

課長の答弁聞きますと、利用者の趣旨志向が変わったというような答弁に聞こえるんですが、当初の段階でそれをどのように見たのか。ヘルパー介護から施設介護のほうに増えているよということは、ヘルパー介護における人員の定員関係についても問題が何

かあったのか。そういった部分もあるんじゃないかと、そういう部分も要因としてどう見てるのか、1点。

また、この介護のほうの施設介護に変わった際に、これだけ3,800万円も増えていると。それを当初の段階から推移してどのような見方をしてきたのか。その2点をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） まずもって、1問目の施設の人員等の状況ということだと思いますが、そちらのほうは特にこっちの居宅介護サービスに関するサービス提供事業者の人員の状況等は変わっていないというふうに認識しております。特に変わりはないというような、サービスを提供する側の人員等に関しては、特に変わってはいない。

あと、施設サービス給付費のほうですが、令和4年度まではやはり居宅のほうが増えてたというか、令和3年、令和4年と推計をしてきて、あと、実績を踏まえて、令和5年度の予算を組んでいるというような状況ですが、令和3年、令和4年は居宅介護サービス給付費、それなりに利用されてる方がいました。その後ですね、今年度におきましては、その辺が施設サービス、居宅、おうちにいるよりも施設のほう、特別養護老人ホームとかそちらのほうを利用される方が増えてきた。また、特別養護老人ホームにおいても、割とそういう、すんなりと入れるような状況にあるというふうなことも背景もありまして、そういった施設介護サービスのほうにシフトしてきたというような状況でございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長の答弁聞きますと、令和3年、令和4年、コロナがあったと。先ほどコロナというお話ございました。その上で、自宅介護のほうが固定的に多かったよというように聞こえます。また、今回令和5年になって、5月以降5類になってね、施設のほうに皆さん利用されるようになったようなお話は聞いてるんですが、これをこの部分で減額なり増額予算措置をする段階で、途中、例えば12月、そういった部分で推移関係が多分ある程度見えてたんじゃないかなと私は思うんです。それをここまで来て、最終的に確定ということを出されたのかどうか。その点も含め、根拠を示していただきたいなど。数字の出し方として、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） お答えいたします。

なぜこの時期にというようなお話ですが、やはり推計して、推計というか、年度内の実績ですね、その辺を見ながらやってきているものですが、実際、請求に関しては国保連の審査を受けて、その後請求というような形になりますんで、こちらのほうで把握できるのは2か月後という、そういうサイクルでは動いております。

その中で、施設サービスに関しましては、1人当たりの単価も大分高いんです。1月当たり20万円から30万円の間ぐらいで1人入ればなりますんで、そういったところも加

味した上で、ちょっとここの額、議案書の額を見れば大きいようには感じると思いますが、その辺の1人当たりですね、動きもちょっと大っきいものですから、今回に関してはこの時期に補正させていただいているというような状況でございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに介護サービス等諸費、ございませんか。（「なし」の声あり）

2項その他の諸費。（「なし」の声あり）

3項高額介護サービス費。（「なし」の声あり）

4項高額医療合算介護サービス費。（「なし」の声あり）

5項特定入所者介護サービス等費。（「なし」の声あり）

4款基金積立金1項基金積立金。（「なし」の声あり）

5款地域支援事業費1項一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

2項包括的支援事業任意事業費。（「なし」の声あり）

83ページ。

3項介護予防生活支援サービス事業費。（「なし」の声あり）

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

7款予備費1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

本日の会議録署名議員であります1番工藤昭憲議員がただいま早退いたしました。

会議規則第117条では、会議録署名議員は2人と規定されていますので、新たに2番高森すみえ議員を会議録署名議員に指名いたします。

日程第8 議案第15号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第15号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第15号令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額を427万9,000円とするものでございます。

先に、歳出の補正から御説明申し上げます。

議案書91ページを御覧ください。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費では、介護予防サービス利用者の増加に伴う介護予防サービス計画作成業務委託料の増額分といたしまして21万円を増額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

議案書90ページを御覧ください。

第1款サービス収入第1項介護給付費収入で38万9,000円の増額。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金で17万9,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を図るものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書90ページ、歳入から入ります。

第1款サービス収入1項介護給付費収入。（「なし」の声あり）

2款繰入金1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

次に、歳出に入ります。

1款サービス事業費1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第16号令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第16号令和5年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、事業実績等に基づく補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,147万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億6,001万円とするものです。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

99ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金第1項分担金では、農業集落排水事業受益者分担金で3万円の減額としました。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金では、関係工事等の事業費の確定により1,420万円の減額としました。

第4款繰入金第1項他会計繰入金では、今回の予算整理により一般会計繰入金4,437万7,000円の減額といたしました。第2項基金繰入金では、令和6年4月1日から地方公営企業法の一部を適用に当たり、基金条例廃止に伴い残額基金2,500万円を繰り入れました。

第7款町債では、特定環境保全公共下水道事業では事業費の確定、個別排水処理施設整備事業で浄化槽設置個数の確定により、合わせて1,810万円の減額としました。

第8款財産収入第1項財産運用収入では、下水道基金利子1,000円の増額といたしました。

第9款県支出金第1項県補助金では、農業集落排水整備推進交付金の補助金が確定しましたので、23万円の増額といたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

101ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費では、光熱水費で13万6,000円の減額、消費税及び地方消費税で361万2,000円の減額など合わせまして374万8,000円の減額といたしました。

第2款第1項農業集落排水事業費第1目管理費では、給料の確定、光熱水費合わせて332万7,000円の減額といたしました。第2目事業費では、公共ますなどの設置工事請負費など、合わせて174万円の減額といたしました。

第3款第1項特定環境保全公共下水道事業費第1目管理費では、消耗品など合わせて169万9,000円の減額。第2目事業費では、浄化センター改修工事設計委託業務及びマンホールポンプ改修工事など事業費が確定したため、そのほか合わせて3,388万1,000円の減額といたしました。

第4款第1項個別排水事業費第1目管理費では、浄化槽管理委託料の事業費確定に伴い57万4,000円の減額。第2目事業費では、浄化槽設置個数が確定したため、そのほか合わせて650万2,000円の減額といたしました。

次に、戻りますが、95ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございますが、第3款第1項特定環境保全公共下水道事業について、浄化センター改修工事实施設計に関わる委託料、マンホールポンプ改修工事、合わせて5,727万円繰り越すものでございます。

今回の繰越しにつきましては、浄化センター改修工事实施設計においては、耐震補強工法の検討などに日数を要したこと、マンホールポンプ改修工事においては電源ケーブルに使用される銅の急激な需要の高まりにより、新規受注の受付が遅れていることから繰り越すものでございます。

次に、第3表地方債補正ですが、下水道事業債の借入限度額を8,670万円から6,860万円とするものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了します。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書99ページ、歳入から入ります。

1款分担金及び負担金1項分担金。（「なし」の声あり）

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金。（「なし」の声あり）

4 款繰入金 1 項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

2 項基金繰入金。（「なし」の声あり）

7 款町債 1 項町債。（「なし」の声あり）

8 款財産収入 1 項財産運用収入。（「なし」の声あり）

9 款県支出金 1 項県補助金。（「なし」の声あり）

101ページ、歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

2 款農業集落排水事業費 1 項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

3 款特定環境保全公共下水道事業費 1 項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

4 款個別排水事業費 1 項個別排水事業費。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 質問ないのは大変あれだなと思って。

個別排水事業費、工事請負費が個別排水処理施設設置工事費593万円の減なんですけど、当初で1,071万2,000円を予算処置して、これだけの減額ということは、どういう内容なのか説明を願いたいと思います。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

個別排水処理施設設置工事費593万円の減額でございますが、当初予定してたのが10か所でございます。確定したのが5か所ということでございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 当初10か所を見込んでいたものが5か所であったということの説明ですが、今後、今これから個別排水事業費、事業ですね、年次ごとに進めていくはずなんですけど、個別排水事業をする世帯数、これからどれぐらい町で計画を立てているのか。ここはちょっと脱線しますか。それちょっとお聞きしておきたいと思います。議題外になりますか。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 個別排水処理施設の計画戸数でございますが、計画では587戸でございます。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今度で3回目ですから。そういった場合、毎年10か所を計画をして、予算措置をして、結果的に5か所であったと、令和5年度はね。そういった中で、この個別排水事業を進める中で、やっぱり587世帯が残っているというのであれば、相当数時間的に年数もかかるだろうし、また、該当する世帯に関してですね、何ていうんですか、PRっていうのかな、説明っていうのかな、そういうものがもう少し足りないのかなというふうな感もするんですけど、その辺はいろんな理由があつてなかなか10件に

満たないんだということだろうと思いますけども、今まで予定したとおり、満額ですね、満額この個別排水事業が進んでいないような感もするものですから、その辺、担当課長としてどのように捉えているのかなということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

浄化槽の設置工事の関係でございますが、申請する方がかなり少なく、新築するときやリフォームする際に同時に浄化槽や下水道の設置を行う人たちがほとんどでございますので、今後もですね、啓蒙活動を普及して、より一層力を入れて実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、次に進みます。

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、95ページに戻りまして、第2表繰越明許費。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、96ページ、第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 色麻町職員定数条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第17号色麻町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第17号色麻町職員定数条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

本町職員の条例定数につきましては、国が示した集中改革プランによる職員定員管理適正化及び色麻町定員適正化計画に基づき、平成18年4月からそれまで153人だった職員定数を120人に改正し、今日に至っております。

前回の改正から平沢交流センターの指定管理、学校給食センターの民間委託、さらには幼稚園、小学校の統合、制度改正に伴う新たな係の増設などの増減事由がありましたが、定数上の人数は改正しておりませんでした。また、令和6年4月から行政改革に伴う組織再編により、幼稚園、保育所が閉園、閉所されることから、新しい組織の人員配置等を見直し、これまでの条例定数から10人削減し、110人とするものでございます。

詳細な内訳について御説明いたしますので、審議資料の3ページを御覧ください。

まず、町長の事務部局の職員でございますが、これまでの86人を84人に、議会の事務局の職員は2人を3人に、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員は26人を16人に、農業委員会の事務局の職員は2人を3人に、水道事業の企業会計については現行のまま4人とし、合計で120人から110人と改正するものでございます。

議案書の105ページに戻っていただきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第17号色麻町職員定数条例の一部改正についての概要を申し上げました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第11、議案第18号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第18号色麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

この会計年度任用職員制度においては、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を受け、令和2年4月1日から施行されました。本町でもこの法律の施行に伴い、令和2年度から会計年度任用職員制度を導入し、運用してまいりました。

しかし、現行の制度では、パートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当は支給できず、フルタイム会計年度任用職員についても、総務省からの助言により、支給しないこととされておりました。

そのため、国会や地方からの提案により勤勉手当も支給されるべきとの要請を受け、令和5年の地方自治法の一部を改正する法律が可決され、令和6年4月1日から施行することとなり、今回、本町でも関係条例の一部を改正することといたしました。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、審議資料の4ページをお開き願います。

まず、第3条では、会計年度任用職員に支給することのできる給与について定義をしており、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の後ろに勤勉手当を追加しております。

次に、7条では、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準及び支給率に関して規定しており、その7条の次に7条の2としてフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給基準及び支給率に関する規定を追加いたしました。

次に、第15条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給基準及び支給率について規定しており、この中に次に追加される第15条の2に第15条の規定が適用されるよう、及び次条第1項を追加しております。

資料の5ページに移りまして、第15条の次に第15条の2を追加し、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定を追加いたしました。

次に、色麻町職員の育児休業等に関する条例の改正について説明いたします。

審議資料の6ページでございます。

この条例の第7条では、育児休業している職員の期末手当等の支給について規定しており、第7条第2項には給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員に支給すると規定されておりましたが、給与条例第17条第1項は勤勉手当について規定しており、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給することとなりますので、この文言を削除するものでございます。

議案書の107ページにお戻りいただきまして、この条例は令和6年4月1日から施行

するものでございます。

以上、議案第18号につきまして、提案理由の御説明、概要を申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号 色麻町介護保険条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第19号色麻町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第19号色麻町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする色麻町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画が今年度をもって終了いたしますことから、色麻町介護保険運営委員会の御審議をいただきながら、第9期計画の策定作業を進めてまいりました。

この計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、今後3年間における介護サービスの提供基盤の整備や、保健・医療・福祉施策の基本となるもので、令和6年度から令和8年度までの介護サービスの需要量、介護給付費見込額及び介護保険料等を盛り込んでおります。

今回の改正は、介護保険法の改正に伴い、色麻町介護保険条例の一部を改正するもので、第9期介護保険事業計画に基づきまして、第2条で規定しております保険料率の年度及び保険料を改定いたすものであります。

それでは、新旧対照表で改正内容を御説明申し上げます。

審議資料 7 ページをお開き願います。

第 2 条は保険料率について規定しておりますが、改正後の保険料率の年度を令和 6 年度から令和 8 年度までに改めております。

第 1 号から第 13 号の改正でございますが、介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号から第 13 号に掲げる階層区分ごとに、それぞれ保険料率、保険料年額であります。こちらを定めるものであります。

令和 5 年度までは保険料区分を 9 段階としており、第 5 段階を基準額として、基準額の 0.3 から上は 1.7 までの 9 段階で設定しておりました。令和 6 年度からの 3 か年は保険料区分が 13 段階となり、第 5 段階を基準とし、基準額の 0.285 から上は 2.4 までの 13 段階の設定に変更するものであります。

第 1 号は、基準額の 0.455 で、年額 3 万 6,000 円。

第 2 号は、基準額の 0.685 で、年額 5 万 4,200 円。

第 3 号は、基準額の 0.69 で、年額 5 万 4,600 円。

第 4 号は、基準額の 0.9 で、年額 7 万 1,280 円。

第 5 号は、基準額で年額 7 万 9,200 円。

第 6 号は、基準額の 1.2 で、年額 9 万 5,040 円。

第 7 号は、基準額の 1.3 で、年額 10 万 2,960 円。

第 8 号は、基準額の 1.5 で、年額 11 万 8,800 円。

第 9 号は、基準額の 1.7 で、年額 13 万 4,640 円。

第 10 号は、基準額の 1.9 で、年額 15 万 480 円。

第 11 号は、基準額の 2.1 で、年額 16 万 6,320 円。

第 12 号は、基準額の 2.3 で、年額 18 万 2,160 円。

第 13 号は、基準額の 2.4 で、年額 19 万 800 円。

それらにそれぞれ改めるものでございます。

次に、第 2 項の改正では、前項第 1 号で 3 万 6,000 円としたものを、年額 2 万 2,500 円に軽減するものでございます。

次に、8 ページをお開き願います。

第 3 項の改正では、前項第 2 号で 5 万 4,200 円としたものを、年額 3 万 8,400 円に軽減するものでございます。

次に、第 4 項の改正では、前項第 3 号で 5 万 4,600 円としたものを、年額 5 万 4,200 円に軽減するものです。

次の、第 4 条第 3 項におきましては、階層区分が増えたことにより引用条文を追加するものでございます。

議案書の 109 ページに戻りまして、なお、附則において条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日からとし、経過措置として保険料の規定は令和 6 年度分から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については従前の例によることといたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 色麻町子育て支援出産祝金支給条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第13、議案第20号色麻町子育て支援出産祝金支給条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 議案第20号色麻町子育て支援出産祝金支給条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

子育て支援出産祝金につきましては、子供の出産を祝い、次代を担う子供が心身ともに健やかに育つことができるよう、子育てに要する経費の軽減、少子化対策、子育て世帯の定住促進を図ることを目的に、平成28年度から支給してまいりました。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等を考慮し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内の新生児に対し色麻町新生児特別定額給付金として給付するなど、子育てに係る不安解消と経済的負担軽減に努めてきたところでございます。しかし、近年の物価高騰等による家計への負担はまだまだ厳しい状況にあり、国も子育て世帯に対する様々な支援を検討している状況にあります。

このような状況から今回、人口増加や子育て世帯の定住促進の一助となるよう、受給できる環境を整えるため、所要の改正を行うものです。

それでは、審議資料9ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条で、出産祝金の受給資格について規定しておりますが、町外からの移住者に対する支援として、出産の日の1年前から出産の日以後引き続き6か月以上の支給要件を、

出産の日の6か月前から出産の日以後引き続き6か月以上に改めるものです。

第3条では、出産祝金の額について規定しておりますが、先ほど話をしましたとおり、物価高騰等による家計への負担はまだまだ厳しい状況にありますので、第2子以降を支給対象としている区分について支給対象者を拡大し、第1子から支給できるように改めるものです。なお支給金額は、現在第2子が5万円、第3子以降が10万円でありますので、他自治体の支給額の状況や、本町の支給額のバランス等を考慮し、第1子に対し3万円を支給することといたしました。

議案書110ページに戻りまして、この条例の施行期日でございますが、令和6年4月1日からとするものです。なお、経過措置としまして、条例第2条及び第3条に規定しました受給資格及び出産祝金の額につきましては、施行日以後に出生した子について適用し、施行日の前日までに出生した子につきましては従前の例によると、附則で定めております。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 質問させていただきます。

ただいま室長のほうからの提案理由を聞いたところ、根拠となるものが物価高騰による問題が一番大きいというように聞き取れました。今回の第1子におけるお祝い金、これはいいんですけども、もともと町長のほうとしては第1子は考えてなかったのを今回は考えた。その理由としては物価高騰ということが第一の項目に上がってくるということでもいいのかどうか、まず初めにその点を、根拠として伺っておきたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

物価高騰ももちろんございます。それから、他自治体の実績、状況ですね、こちらも加味させていただきました。現在、県内では35自治体のうち19自治体が出産祝金を支給をしております。そのうち15自治体が第1子から支給をしているというような現状がございましたので、第1子から支給するというふうに改めたものでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、地域の自治体35市町村の中身を見ても、第1子からつけてるということがある中で、ほかがやってるからやるようなお話も聞こえております。こういったことを、本来であれば町として特色のある子育て世帯として、もっと早くすべきではなかったのかなという気はしてるんですが、今回の条例設置についてはどうのということはいませんが、もう少し早くすべきではなかったのか。そういうことを含め、どうだったのかをお尋ねしときたいなと思えます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 捉え方からすれば、早いほどはよかったんだろうとはいうふうに

はと思いますが、やっぱり町の状況とかですね、全体の事情ということも勘案しながら、これまでは第2子以上ということで判断をしてきました。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いつでしたっけかね、第1子からというの、そとときに認められなかったんですね、議会でね。そういうこともあって、ここまで延びてきたということになります。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 私は大変すばらしいことだなということなのですが、ただ今回、入学式の案内いただきましたら、今度、入学生が40人でしょ。そういつて、どこの自治体でも少子高齢化ってのは、これは首長の一番の悩みの種だろうなと思っております。そういった中で、今まで第1子は認められなかったのが今回は第1子から、そしてまた、出産の日1年前だったのが、今回は6か月前からという該当にしますよということの条例だと思いますけども、やっぱりこの3万円というね、額が、つけないよりはつけたほうが良いという考えもあるんだろうけども、やっぱり私も一般質問で何回も申し上げましたけども、やっぱり大衡、大和と違う色麻町は何なんだっていったら、やっぱり子育て環境がすばらしく整ってんだという、一つのね、売りの形で、3万円じゃなくて5万円くらいにね、奮発すべきでなかったかなということをやちょっと考えたものですから、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言われれば、それは高いほうはいいということにはなりますけれども、まず町として、これまでの中にプラス第1子3万円というバランスを取って、この考えでお願いしたいというふうに思います。今後さらに、これはすぐにはなりませんけれども、状況を見ながらですね、あるいは町の財政の判断もしなくちゃなりませんので、そういうところも勘案しながらの判断になりますけれども、今回はこのように提案させていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。大変前向きな御回答のように理解しました。

今、私から言うまでもなくて、やっぱり子供さん1人あるいは多くて2人、3人っていうのなかなか今の若い方々、やっぱり高校、大学というふうに進めさせたいという親御さんたちの考えがあるもんですから、やっぱり第1子の方々にですね、やっぱりこの町の体制として応分な、許せる範囲内で、やっぱり考えていったらいいのかなというふうな考えを持ちましたので、やっぱり今、昔みたいに3人も4人もという兄弟はまずめったにないような感じがしますので、1人2人が多くて、今言った入学式に40人という生徒さんが、入学式の御案内いただきましたけども、今、これもちょっと触れますけども、亡くなる方が約100人、生まれてくる方が30人という、そういうベースでございましてから、やっぱり1人でも多く生まれる、産んでほしいという、やっぱり環境づくりのためには、こういう3万円を5万円にするんだというふうな意気込みをね、やっぱり首長とし

て考えてほしいなと思いますので、もう1回答弁をいただいております。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 額については、今後の額については、これは一つの課題ということで、あくまでも今回はこういう形で提案をしたいというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） ただいま提案理由っていうかね、説明をいただきました。そうした中で、子育て世帯の経費節減というかね、そしてまた物価高騰によるということで答弁をいただきましたけれども、この第1子3万円に条例で定めることにおける狙いは何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

子育て出産祝金の狙いということになりますけれども、こちらにつきましては先ほど言いましたとおり、子育てに要する経費の軽減、それから少子化対策、そして子育て世帯の定住促進ということで、図ることを目的に支給をしております。まずもって、本町に住所を置いて生活をしていただく、そして子育てをしていただく、それが一番かなというふうに感じております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） そうすることにおける狙いとして条例を制定するんだというね、さっきも説明はあったんだけど、そうした中で先ほど山田議員も出てんですけれども、やはり勘案するっていうかね、その財政を勘案したっていう中で3万円が限度だっという形を取られたんだと思うんだけど、現実にやはりそうした中で定住化、そして、を考えた場合には、やはりもうちょっと考える、金額の、考えるべきであったのではないのかなというふうに私は思うんだけど、町長はこの今の財源を、財政状況を見た場合、3万円以上は出せないという、今の判断だということでは捉えればいいということなのか、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 出せないというわけではないんですけれども。かつて、さっきも言ったように、一律にお祝い金を出そうとしたときには、議会からの賛成も得られなかった。あのときも3万円、たしか出したと思うんですけれども。これは額が大きければね、それは子育て世帯に対しては相当助かるとは思います。ですけれども、バランス的に今回は第1子3万円、第2子5万円、第3子以上10万円というこのバランスを考えながら提案をしているということですので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） そういった中でね、やはり定住っていうかね、これね、子供をね、産んでいただけるか、いただけないかというのも入るんだよ、これね、実際。第1子というのは結婚すれば大体、ほとんどの方々は子供1人は持つんだと思う。そういったときの考え方として経費節減というかね、それらの経費の軽減を考える場合にしたら、

今の子供の持ち方としては、やっぱり第1子でそれだけの保障というかね、それだけでも頂ければ、第2子、第3子とつながっていくんだろうと思うので、もう少しやはりアップすべきだったのではないのかなという思いで今質問、質疑をさせてもらってるんですけれども、そういった面も捉えたのか、捉えないのか、お尋ねをします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 金額はですね、こういう言い方するとちょっと誤解を招くおそれもあるんですけれども、やっぱりね、高くおあげしたいという気持ちはありますよ、それはね。子育て世帯の人たちが育てるのに苦勞する、あるいは仮にこういう祝い金をもらった、頂くということによって子供を何人もつくるというわけにも、そうは簡単なものではないと思うんですよね。やっぱり子育ては子育てなりの人生設計というかね、そういうものもありますから、ある程度そういう人たちに対する、助かる点ではありますけれども、直接、短絡的に、じゃあ10万円出したら子供倍になつかというわけにはいかなくてですね、まず本町として今、繰り返しになりますけれども、現在のバランスで3万円を提案をしたいと。将来、それはその10倍も、何十倍も出せるようになるのであれば、それにこしたことはありませんけれども、そういうふうに行くような町の財政の状況が出れば、それはそれで判断はすると。今はこういう判断だということでは理解してほしいと思います。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。3番佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） この祝い金、出産祝金、これ支払われる相手というのは、正確に誰になりますか。

○議長（天野秀実君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） 出産をした父、子供のお父さん、お母さん、どちらかになります。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） 近年ね、いろんな家庭の状況で別居してる夫婦もございますけれども、父親と母親が例えば別の住所になっている場合は、どういう規定になっているでしょう。

○議長（天野秀実君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

まずもって出生した子が色麻町に出生届を出していただくと、なります。その子供さんが色麻町かどうかということになりまして、それでそちらの子供のお父さんかお母さんが色麻町にいるかどうかということになります。ですので、他町村にいる方が請求はできないという形になります。ですので、色麻町に出生届を出した子供ので、お父さんかお母さんが色麻町にいる方、こちらが対象者というふうになります。

○議長（天野秀実君） 佐藤 忍議員。

○3番（佐藤 忍君） なんかちょっと、すんなりと飲み込めないんですけれども、出生届を出すっていうことは色麻の、生まれた子供が色麻の住民になるってことですよ。

それプラス、どちらかの親が色麻町の住所を有していれば、その有している方に出るといことですね。前に、ちょっと似たようなケースで私1回質問したことあるんですけど、そのときはたしか世帯主というようなお話があったわけなんですけども、そういう世帯主とかなんとかではなくて、今言ったとおりの、子供の住所も色麻にあるよと、それからどちらかの親が色麻にあるよというのが条件ですね。

○議長（天野秀実君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） そのとおり、議員おっしゃるとおりでございますが、先ほど改正でも申し上げましたとおり、出産の日の6か月前から色麻町にお父さんかお母さんがいなければならない、そして出産の日以後を6か月以上色麻町にいなければならないというのが条件になってまいります。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 色麻町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第21号色麻町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第21号色麻町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、道路構造令の一部改正により、新たに自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として、自動車通行帯の規定及びその設置要件が規定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

審議資料の10ページをお開き願います。

新旧対照表を御覧ください。

第3条として、自転車通行帯、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分を新たに規定し、第7条の2各項では自転車通行帯の設置要件として、自動車、歩行者から自転車の通行を分離する必要がある場合には自転車通行帯を設置し、原則として車道の左端寄りに設け、幅員は1.5メートル以上と規定するものでございます。

第8条第1項及び第2項では、既に位置づけられております自転車道の設置要件に、自転車道が設置できる道路は原則として設計速度が時速60キロメートル以上であるものと新たに基準を設け、自転車通行帯と差別化を図るものでございます。

そのほか、第3条、第5条、第9条、12ページの第10条、第31条、第41条につきましては、今回の改正に伴う文言の追加、条項の修正を行うものでございます。

議案書の112ページに戻りまして、附則につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） お尋ねをしたいと。

ちょっと今回の条例8条の部分において、新たに、設定速度1時間につき60キロメートル以上あるものという項目、文言が入っております。言葉的な部分は読めば分かるだろうと言われるんですけども、具体的にどういったことなのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

設計速度、1時間というのは、交通時のスピード60キロのことでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長の答弁聞くと、法定速度60キロの道路だよということで理解することでよろしいというのが今分かったんですが、その中で今回のその新たに自転車道つけるわけですけども、設定として60キロ、本町の町道における割合、どの程度持っていて、それがどうなのか、今回そこでどのような形で入ってくるのか、計画は多分あると思えますんで、その点をお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

この60キロという設定の道路でございますが、色麻町にはございません。今後、もしその設計速度が60キロ以上になれば、設けるような形になると思えます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） そうしますと、今回の一部改正というのは、国の道路法の基準によって変わるがゆえに一部改正をするというだけのことで取らわせてもらってよろしいのかどうか。これ3問目ですが、そういうことで御理解すればよろしいのかどうか、お尋ねをしておきます。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の改正の一番のメインでございますが、自転車通行帯を設けるのが目的でございます。その60キロというものにつきましては、自転車通行帯と、自転車道ですね、そちらの差別化をするためのものがございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（天野秀実君） よろしいですか。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 3回なんですけど、すいません。

今の答弁でちょっと理解しにくいんですが、本町の道路に自転車の通行帯をつけるという一部改正で多分出されたんだと思うんですよ。それをどのように考えてるのか。ただ1時間当たり、時速60キロ道路はないという話もしております。ちょっと矛盾、相反してるもんですから、どのように御理解させていただければよろしいのか、分かりやすくもう一度答弁をお願いします。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 大変すみませんでした。

今回の改正は、道路交通法第20条第2項に基づいての改正でございました。すみませんでした。

○議長（天野秀実君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（天野秀実君） お諮りいたします。

日程第15、議案第22号令和6年度色麻町一般会計予算、日程第16、議案第23号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第17、議案第24号令和6年度色麻町工

業団地整備事業特別会計予算、日程第18、議案第25号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第19、議案第26号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第27号令和6年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第21、議案第28号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第22、議案第29号令和6年度色麻町下水道事業会計予算、日程第23、議案第30号令和6年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件は、令和6年度一般会計をはじめとする各種会計の当初予算であり、関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第22号から日程第23、議案第30号までの9か件を一括議題とすることに決しました。

日程第15	議案第22号	令和6年度色麻町一般会計予算
日程第16	議案第23号	令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算
日程第17	議案第24号	令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算
日程第18	議案第25号	令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算
日程第19	議案第26号	令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20	議案第27号	令和6年度色麻町介護保険特別会計予算
日程第21	議案第28号	令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算
日程第22	議案第29号	令和6年度色麻町下水道事業会計予算
日程第23	議案第30号	令和6年度色麻町水道事業会計予算

○議長（天野秀実君） 日程第15、議案第22号令和6年度色麻町一般会計予算、日程第16、議案第23号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算、日程第17、議案第24号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算、日程第18、議案第25号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算、日程第19、議案第26号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20、議案第27号令和6年度色麻町介護保険特別会計予算、日程第21、議案第28号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算、日程第22、議案第29号令和6年度色麻町下水道事業会計予算、日程第23、議案第30号令和6年度色麻町水道事業会計予算、以上の9か件を一括議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第22号令和6年度色麻町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） 議案第22号、令和6年度色麻町一般会計予算について、提案理由を御説明いたします。

令和6年度一般会計の予算総額は45億8,378万2,000円と決めました。前年度と比べますと9,587万3,000円、2.0%の減となっております。前年度予算との比較で金額の増減の大きい主な科目について申し上げます。

予算に関する説明書7ページをお開きください。

まず、歳入で増額となった主なものは、2款地方譲与税で613万円、7.2%増。9款国有提供施設等所在市町村助成交付金が200万円、5.3%増。10款地方特例交付金が1,600万円、399.9%の増。これは、令和6年度に定額減税が予定されていることから、その減収分として地方特例交付金として補填されることとなるため、大幅な増額となりました。11款地方交付税は8,197万9,000円、3.8%の増。16款県支出金が2,647万9,000円、10.5%の増。18款寄附金が249万9,000円、249.4%の増。これは、今年度令和5年度から企業版ふるさと納税を開始したため、令和6年度の当初予算に収入を見込み計上したため、大きな増加率となりました。21款諸収入が159万7,000円、1.5%増であります。

減額となった主なものは、1款町税が2,086万9,000円、3.2%減。14款使用料及び手数料が1,097万円、16.3%の減。15款国庫支出金が1億5,025万6,000円、25.8%の減。19款繰入金3,825万円、11.6%の減。22款町債が1,280万円、6.9%の減であります。

8ページに移りまして、次に歳出で増額となった主なものは、2款総務費で1億5,442万4,000円、22.4%の増。これは機構改革に伴う幼稚園、保育所の閉園、閉所により、幼稚園、保育所職員分の人件費を一般管理費に仮置きしたことによることが大きな増額となっております。7款商工費が1,833万円、15.6%の増。8款土木費が4,819万8,000円、10.8%の増であります。

減額となった主なものは、3款民生費が2億1,422万円、13.2%の減。6款農林水産業費が2,702万5,000円、6.0%の減。10款教育費が7,442万3,000円で15.0%の減。12款公債費が448万4,000円で、1.4%の減であります。なお、民生費、教育費の減額は、幼稚園、保育所の閉園、閉所が減額の大きな要因となっております。

次に、4ページをお開きください。

区分7の普通建設事業費の総額は5億1,367万8,000円で、対前年度比で1,652万円、23.8%の減となりました。普通建設事業費の主なものは、鷹巣・三字路橋修繕工事費合わせて3,500万円、吉田集会所建築工事等で6,592万1,000円、色麻幼稚園園舎解体工事費で7,500万円、色麻幼稚園跡地駐車場整備工事費6,580万円、広域1号線舗装工事等で1億1,900万円、屋外運動場のフェンス改修工事等で2,490万円などとなっております。

令和6年度においては、国庫支出金が対前年度1億5,025万6,000円減額などとなっておりますが、色麻幼稚園園舎解体や駐車場整備、集会所建築などの継続事業に投下しなければならない経費などから、不足する財源は財政調整基金からの繰入金2億6,000万円を充当して補っております。

続きまして議案書のほうですね、議案書の119ページを御覧ください。

第2表債務負担行為でございますが、タブレット端末等の借上げ、令和6年度から令和11年度の期間限度額1,700万円など、全部で6件の設定であります。

次に、議案書120ページを御覧ください。

第3表地方債ですが、臨時財政対策債1,000万円から、平沢交流センター施設整備事業債710万円まで6件、合計1億7,160万円であります。

議案書113ページにお戻り願います。

このページの第4条でございますが、第4条では一時借入金の最高額を2億円に、第5条では歳出予算の各項間での流用可能な経費として、給料、職員手当及び共済費に係る経費を設定いたしました。

以上、令和6年度色麻町一般会計予算の概要を申し上げます。

なおですね、4月からの機構改革に伴い、事務の見直し等も行ったため、令和5年度予算書と比較して新しい目の設定や、科目間で異動している予算もあります。これも含めまして、詳細については款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第23号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第23号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は1,275万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要について申し上げます。

歳出から申し上げます。

予算書143ページをお開きください。

奨学資金貸与事業費につきましては、継続13人、新規10人、合計23人に対するの予算を見込み、貸与事業を1,272万円と決めました。そのほかに基金積立て6,000円、予備費2万4,000円といたしました。

続きまして、その充当財源といたします歳入について申し上げます。

141ページに戻ります。

第1款1項1目利子及び配当金において預金利子6,000円、第3款1項1目奨学資金貸付基金繰入金224万円、第4款2項1目返還金で1,050万1,000円、第2款1項1目教育費寄附金、第4款1項1目預金利子、142ページの第5款1項1目繰越金については、それぞれ1,000円と定めたところでございます。

以上、簡単ではありますが、令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計当初予算の提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際に御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（天野秀実君） ここで、議場内におられる皆様に申し上げます。

ただいま令和6年度各種会計予算の審議中ですが、本日3月11日は東日本大震災発生の日であり、本日で丸13年となりました。

震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするため、地震発生時刻の午後2時46分になりましたら1分間の黙祷をささげたいと思います。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

時間になるまで少々お待ちください。

御起立願います。

黙祷。

お直りください。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

次に、議案第24号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第24号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度の工業団地整備事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ628万円といたしたところでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書146ページを御覧いただきたいと思っております。

第1款繰入金1項他会計繰入金が127万9,000円。

第2款繰越金1項繰越金が前年度繰越金で500万円。

第3款諸収入1項預金利子が、歳計現金預金利子の科目設定で1,000円でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

147ページを御覧ください。

第1款公債費1項公債費1目利子では、工業団地整備事業債の償還利子117万9,000円。

2目元金では、令和元年度に借り入れました工業団地整備事業債の償還元金400万円。

第2款諸支出金1項繰出金では、一般会計からの繰入金精算のための一般会計繰出金1,000円の科目設定。

第3款事業管理費1項工業団地整備事業費では消耗品費で5万円、工事請負費では大原工業団地第2工区交差点付近に設置を計画をしております道路照明灯設置工事費で100万円。

第4款予備費1項予備費では5万円を計上いたしました。

以上、令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。詳細につきましては、事項別明細書の審議の際に御説明いたします。よろ

しく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第25号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第25号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ7億7,692万4,000円と決めました。なお、前年度当初予算と比較しますと425万4,000円の増額、率にしまして0.55%の増となりました。

また、国民健康保険財政調整基金であります。令和5年度末の基金保有残高の見込みは1億1,590万円となっております。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書152ページ、153ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税では、一般被保険者分、退職被保険者等分を合わせまして1億2,220万6,000円といたしました。令和5年度の所得がまだ確定していないため、令和4年の所得を参考に算定しております。前年比で657万2,000円の増額となります。

第4款1項県補助金では、保険給付費等交付金が5億5,391万3,000円を計上しており、前年比で600万8,000円の減額といたしました。

154ページを御覧ください。

第6款繰入金では、一般会計等からの繰入金は5,577万8,000円とし、前年比で129万2,000円の減額といたしました。第2項基金繰入金では4,000万円を計上し、前年比で500万円の増額といたしました。

第7款繰越金では500万円を計上し、前年度と同額といたしました。

155ページを御覧ください。

第8款第2項雑入、退職被保険者等返納金につきましては、今後返納金が発生しないことから廃目整理といたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

156、157ページを御覧ください。

第1款第1項総務管理費では1,784万8,000円とし、前年比で216万9,000円の減額といたしました。

158ページを御覧ください。

第3項運営協議会費では38万9,000円とし、前年比で7万9,000円の減額といたしました。

第2款保険給付費第1項療養諸費では、1目一般被保険者療養給付費から、159ページの3目審査手数料までを合わせて4億6,534万8,000円とし、前年比で4万7,000円の減額といたしました。

第2項高額療養費では、1目一般被保険者高額療養費、2目一般被保険者高額介護合

算療養費を合わせて7,319万7,000円とし、前年比で6,000円の増額といたしました。

第1項療養諸費、第2項高額療養費については、いずれも医療費の実績に基づき予算措置をさせていただきました。また、第1項療養諸費の退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費、第2項高額療養費の退職被保険者等高額療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費は、今後支出が発生しないため廃目整理といたしました。

第4項出産育児諸費は250万円とし、前年度同額といたしました。

161ページを御覧願います。

第3款国民健康保険事業費納付金は、第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分及び第3項介護納付金分を合わせて1億9,916万8,000円となり、前年比で762万6,000円の増額になったところです。

162ページにかけて御覧願います。

第4款保健事業費第1項特定健康診査等事業費では732万5,000円とし、前年比で70万3,000円の減額といたしました。第2項保健事業費では139万4,000円とし、前年比で7,000円の減額といたしました。

163ページを御覧願います。

第7款予備費では297万円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

164ページを御覧願います。

共同事業拠出金は、退職医療制度に対し拠出しておりましたが、拠出がなくなったため廃款とするものでございます。

以上、簡単ではありますが、令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第26号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（山田栄男君） 議案第26号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ9,658万6,000円と決めました。なお、前年度当初予算と比較しますと1,144万6,000円の増額、率にして13.44%の増となりました。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

予算書175ページを御覧願います。

第1款後期高齢者医療保険料では6,702万8,000円とし、前年比で1,051万1,000円の増額といたしました。

第3款繰入金では事務費繰入金、保険基盤安定繰入金合わせて2,675万3,000円とし、前年比で92万1,000円の増額となりました。

176ページを御覧ください。

第5款諸収入第4項受託事業収入では、特定健康診査等受託料で220万4,000円といたしました。また、5項の雑入では後期高齢者の被保険者を対象とした健康教室を計画しており、その費用として補助金49万6,000円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

177ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費では、人件費、事務費等を合わせて614万2,000円とし、前年比で19万8,000円の増額といたしました。

178ページを御覧ください。

第3項健康診査等事業費では健康診査等委託料として歳入と同額の220万4,000円を計上しております。第4項保健事業費では健康教室に係る費用として52万6,000円を計上しております。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金では8,663万5,000円とし、前年比で1,124万5,000円の増額といたしました。増額の要因は、保険料の2年に1回の見直しにより増額となったことによるものです。

179ページを御覧ください。

第4款予備費では前年度と同額の8万5000円を計上し、歳入歳出の予算調整を図ったところであります。

以上、簡単ではありますが、令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の御説明とさせていただきます。詳細につきましては款項での質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第27号令和6年度色麻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第27号令和6年度色麻町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ8億6,433万1,000円といたしましたところでございます。前年度当初予算と比較いたしますと5,169万3,000円、6.36%の増となりました。

歳入歳出予算の概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書189ページを御覧ください。

第1款介護保険料は、現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料合計で1億7,925万9,000円となり、前年度と比較いたしますと2,602万1,000円の増となりました。

第3款国庫支出金は、第1項国庫負担金の介護給付費負担金と、190ページ、第2項国庫補助金の1目調整交付金から、5目保険者努力支援交付金までの合計で1億9,011万2,000円となり、648万8,000円の増。

第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金、191ページ、地域支援事業支援交付金

合計で2億2,117万1,000円となり、1,452万8,000円の増。

第5款県支出金は、第1項県負担金から第3項県補助金までの合計で1億2,537万9,000円となり、897万3,000円の増。

192ページ。

第7款繰入金は、介護給付費等に係る一般会計からの繰入金及び介護給付費準備基金繰入金合計で1億4,789万9,000円で、431万1,000円の減となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

195ページを御覧ください。

第1款総務費は第1項総務管理費から、197ページの第5項趣旨普及費までの合計で2,022万円となり、前年度と比較いたしますと207万5,000円の減となりました。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費から、198ページ、第5項特定入所者介護サービス等費までの合計で7億9,998万8,000円となり、前年度と比較いたしますと5,373万円の増額を見込んでおります。

199ページ。

第5款地域支援事業費は、第1項一般介護予防事業費から、202ページ、第3項介護予防生活支援サービス事業費までの合計で4,345万5,000円となり、4万円の増額となりました。

203ページ。

第7款予備費は、昨年と同額の26万円を計上いたしたところでございます。

以上、令和6年度色麻町介護保険特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際に御説明をいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第28号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 議案第28号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ339万6,000円といたしたところでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、17万8,000円の増となりました。

歳入から御説明申し上げます。

予算に関する説明書214ページを御覧ください。

第1款サービス収入は、ケアプランの作成に係る収入を21万円と見込み、前年度と比較いたしますと147万1,000円の減となりました。

第2款繰入金は一般会計からの繰入金として318万4,000円で、164万9,000円の増となりました。

次に歳出について御説明申し上げます。

215ページを御覧ください。

第1款サービス事業費は336万6,000円で、前年度と比較いたしますと17万8,000円の増となりました。

第3款予備費は、昨年と同額の2万9,000円を計上いたしましたところでございます。

以上、令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算の概要について御説明申し上げます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際に御説明いたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第29号令和6年度色麻町下水道事業会計予算について提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第29号令和6年度色麻町下水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度から地方公営企業法の財務規定等の一部適用に当たり、地方公営企業法施行規則に基づき新しい予算書で御説明いたします。

予算第2条業務の予定量といたしましては、排水戸数1,488戸、年間総処理水量41万1,731立方メートル、1日平均処理量1,128立方メートルといたしました。

第3条収益的収入及び支出の予定額は3億8,413万6,000円と決めました。

次に、第4条資本的収入及び支出でございますが、初めに支出について申し上げます。資本的支出を3億4,437万2,000円と決めました。

予算に関する説明書231ページをお開きください。

主なものは建設改良費で、マンホールポンプ改修工事で1億円、色麻浄化センター耐震補強設計、監視制御設備工事委託料などで6,300万円となっております。また、企業債償還金で1億6,851万5,000円、合わせて3億4,437万2,000円といたしました。

229ページをお開きください。

資本的収入につきましては国庫補助金8,150万円、企業債1億60万円など、合わせて2億2,526万6,000円でございます。

戻りまして、議案書140ページをお開きください。

第4条では、資本的支出に対し不足する額1億1,910万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額714万7,000円、引継金2,077万4,000円、当年度分損益勘定留保資金9,118万5,000円で補填することといたしました。

141ページ。

予算第4条の2特例的収入及び支出につきましては、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金124万8,000円及び未払金3,923万8,000円であります。

第5条の債務負担行為につきましては、色麻浄化センター建設工事委託業務として限度額1億5,000万円、令和6年度水洗便所等改造資金利子補給及び損失補償についての債務負担行為でございます。

第6条の企業債の限度額につきましては、1億60万円と決めました。

第7条の一時借入金の限度額につきましては、5,000万円と決めました。

また、第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、同一款内での経費の各項の間と決めました。

第9条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,894万3,000円といたしました。

また、第10条他会計からの補助金につきましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億6,339万4,000円と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度の色麻町下水道事業会計予算の提案理由の御説明といたします。なお、詳細につきましては款項での質疑の際に説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第30号令和6年度色麻町水道事業会計予算について提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第30号令和6年度色麻町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算第2条業務の予定量といたしましては、給水戸数2,151個、年間総給水量60万5,531立方メートル、1日平均給水量1,658立方メートルといたしました。

予算第3条収益的収入及び支出の予定額は1億8,604万1,000円と定め、前年度対比では256万1,000円で、1.37%の減となりました。

次に、予算第4条資本的収入及び支出でございますが、初めに支出について申し上げます。

資本的支出を1億1,141万4,000円と決めました。

予算に関する説明書、257ページをお開きください。

主なものは建設改良費で、国より令和7年度までに水安全計画策定の要請があり、水源から蛇口までの危害を抽出、特定し、それを継続的な監視制御を行い、安全な水の供給を確実にするシステムづくりを目指すことを目的に、水安全計画策定業務委託料で1,041万9,000円、四竈、清水地区配水管の更新工事などで8,316万4,000円となっております。また、企業債償還金で1,402万2,000円、合わせて1億1,141万4,000円といたしました。

255ページをお開きください。

資本的収入につきましては、国庫補助金2,857万9,000円、企業債4,870万円など合わせて7,728万円でございます。

戻りまして、議案書155ページをお開きください。

第4条では、資本的支出に対し不足する額3,413万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額682万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2,438万9,000円、当年度分損益勘定留保資金291万8,000円で補填することといたしました。

156ページ。

予算第5条の企業債の限度額につきましては、4,870万円と決めました。

予算第6条の一時借入金の限度額につきましては、5,000万円と決めました。

また、予算第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用の相互間限度額を500万円と決めました。

予算第8条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与費1,591万2,000円といたしました。

また、予算第9条の棚卸資産購入限度額は571万8,000円と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和6年度の色麻町水道事業会計予算の提案理由の御説明といたします。なお、詳細につきましては、款項での質疑の際に説明させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上で、令和6年度一般会計ほか各会計予算の提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより各会計ごとに総括質疑を行います。発言者、答弁者、双方とも議題外にわたらず、かつ範囲を超えないで、簡潔明瞭に質疑、答弁されますようお願いいたします。

それでは、各会計ごとに総括質疑を行います。

最初に、議案第22号令和6年度色麻町一般会計予算から総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 枠を超えないようにやらさせていただきます。

まず、今年度、令和6年度当初予算におけます債務負担行為、これについて、債務負担行為の改めて再確認といたしますか、考え方をお尋ねしておきたいと、1点。

また、今年度の補助金、負担金、これについて、節別でいきますと28.2%、前年比2.2%、ポイント上がっております。予算措置の考え方、どのようなことでこの負担金、補助金の考え方を示されたのか。全ての項目につながりますので、その点を分かりやすく、まずお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

まず、1点目の債務負担行為の額ですか、額、まず考え方、はい、まず考え方につきましては、なかなか単年度契約でできないものなどを2年、3年あるいは長いものだと10年もありますけども、それで債務負担行為を起こしまして、何ていうんですかね、予算を確保しておくというような形になろうかと思えます。

それで額でございまして、今まで、結構何十件という債務負担行為の額がありまして、この数字がちょっと確実かと言われるとあれなんですけども、限度額、今、債務負担を起こしている限度額の合計ですけども、債務負担行為を起こしている期間が1年のものもあれば2年のものもある、それから5年とか10年のものもありますので、その限度額

のを全部足しますと、大体17億9,000万円程度、18億円弱という債務負担行為を、今現在各事業でトータルで設定をしております。

その中で令和6年度、じゃあこの債務負担行為の額を設定している事業がどれぐらいあるのかというお話だと思うんですけども、これも一応限度額ベースで、実際の金額じゃなくて限度額ベースでの合計なので、その数字が正確かと言われるとあれなんですけども、おおよそなんですけども、4億二千五、六百万円程度が、令和6年度の支出予定額のうちの債務負担行為が占める割合がその程度だというふうに考えております。

それから、補助金、負担金の考え方ということでございますが、まずちょっと確認なんですけども、補助金というのは、町のほうから各種団体に対する補助金という考え方でよろしいのかどうか、ちょっとまず、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） かなり紛らわしいようになってるみたいですね。私、聞いているのはこういうことです。まず、債務負担行為についての考え方、あくまでも年間通して予算措置をして、繰り越す際、明許繰越しになるようなものとか、いろんなケースがあると思われまます。私が聞いた理由は、今回の令和6年において、債務負担行為をしない、未証書の項目があると。要は13節の使用料関係、借上料という部分にここが絡んでくるのかなど。あえてここに、どこの項目はどうですよとは言いません。これは、個別で今度お尋ねします。その部分がどうなのかということをお尋ねしておきました。

また、あと、補助金、負担金についての質問なんですけども、これを、本来の補助金、負担金の考え方からして、今年度これだけの予算措置を置いて、裨益が出るといいますか、成果、効果の考え方としてどうなのか。集中と選択ということから置き換えるかどうかという意味でこれだけの予算措置をしてるのか、そういった部分含めて、執行部局としての考えをお尋ねしてるつもりでございます。

いま一度その点について、2点、答弁いただければお願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まず、補助金については、町からの各種団体に対する補助金ということで、よろしいんですね。それにつきましては、まず、各当該団体のほうから、来年度の補助金の申請を出していただきまして、補助金の審査委員会で内容を審査して、それで決定をしております。

それから、ちょっと債務負担行為の、何か相原議員の質疑を聞きますと、何か債務負担行為をしてなくて予算化しているというような話に聞こえたんですけども、ちょっとその辺が、ちょっと具体的にちょっと御理解できませんでした。

○議長（天野秀実君） 2問目ね、今回でね。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 課長、例えば1つ、これ奥に入ってしまうんですけども、議長、よろしいですか。個別に入ると怒られると言われたもんですから、個別の部分、例えば1つ例挙げないと、課長も御理解いただけないものですから、それを発言させてもらってよろしいかどうか、まずお尋ねして質問を続けたいと思うんですが、いかがですか。

- 議長（天野秀実君） 聞いてみないと、いいか悪いか分からないものですから、どうぞ。
- 5番（相原和洋君） 例えばですね、1つ挙げさせていただければ賦課徴収費、コンビニ収納のシステムの借上料132万円、今回出ております。1つ例を挙げればね。これについて債務負担行為をたしかかなされてなかったのではないかな、どうなのかなと。契約の在り方を含めて。そういった部分をお尋ねしたつもりではございます。そういったことでよろしいでしょうか、1点。

あと、先ほど補助金について、各種団体というお話ではございますが、町が新たに新規で補助金つける事業関係もございます。そういった部分について、どういったことを考えながら補助金の設定をするのか。先ほど言ったゼロベース、予算編成時におけるゼロベースに考える、集中と選択、めり張りの利いたという部分が、どういった形で補助金になるのか、そういった部分を含めて聞いてるつもりですが。3回になりますんで、しっかりとした答弁をいただければと思います。

- 議長（天野秀実君） 総務課長。

- 総務課長（高橋正彦君） まず1点目の債務負担行為につきましては、ちょっとその辺は、改めてちょっと確認したいと思います。

それから、補助金については、もうあくまでもその補助金審査委員会で精査した上での補助金の額の決定ですので、各種団体に対する補助金については。相原議員がおっしゃっているのは、いろんな事業に対しての、補助となるとはまたいろんな、国、県の補助事業だったり、そっちの補助事業だったり、町の補助とか、そういう補助でしたらば、またあれですけども、今私が申し上げてるのは、あくまでも町内の各種団体に対する補助金については、審査委員会で適正に審査を行った上で、補助金を出しているということでございます。

以上です。

- 議長（天野秀実君） まだ残ってますが、よろしいですか。ほかに。山田康雄議員。

- 11番（山田康雄君） 私は、町長の施政方針のこれを見て質問させていただきます。

一般会計、令和6年度の当初予算は45億8,378万2,000円で、前年対比9,587万3,000円の減ですと。そういった場合、前年対比2%の減なんですけど、令和6年度の特徴ある、特に町長は3期目の町政をやる中で、前年度は選挙もあったということで、当初の組替えは去年とは違うんだろうと思います。そういった中でこの内訳を見ますと、福祉関係が、国民健康保険事業特別会計が0.6、後期高齢者医療特別会計が13.4プラス、それから介護保険特別会計が6.4%、それから介護サービス事業特別会計5.5%と、こういう福祉関係が増えてる中で、令和6年度の予算措置はどのような、一つの色麻町の特徴ある予算措置をしたのかということをお聞きしておきたいと思っております。

- 議長（天野秀実君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 今回、私として一番重要なポイントということで考えましたのは、金額は低いんですけども、公社の自立ということで、公社の関係に対する予算化をさせていただきました。このことを、これは具体的に言えば、その科目に入れば質問来る

かもしれませんが、エゴマ関係についての内容でありますけれども、その思いというのは、あくまでも公社の自立ということを考えての対応ということでの、重要な予算の中での、重要な考え方ということで出させていただきます。

○議長（天野秀実君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 私はもっと何かすばらしいことに予算づけをしたのかなというふうに理解したんですが、中身を聞きましたら開発公社に対する思いを、予算措置をさせていただいたというふうな内容に理解させていただきましたけども。私はそれ以上にもっと色麻町民が住んでよかったなという思いをね、込めた予算措置をどっかにあるのかなというふうなことでございましたが、今言った開発公社というものをまずもって町長は念頭に置いて、予算措置をしたというふうな理解の仕方よろしいんですか。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 金額は確かに低いんですよ。ただ、私としての重要な思いということで何かと言われれば、そういうことを予算の中に入れてもらったと、入れたということ。

あとは内容については、建設事業関係なんかももう既に皆さんの御手元に配付しておりでありまして、特別変わった内容についてのことは無いというふうに思っています。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑ありませんか。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） それでは、総括やらさせていただきます。

まず、町長が3期目として初めての新年度予算編成に当たって、経済や財政状況、地域、諸問題を勘案し、町長が先頭に立って予算編成の基本方針を示す、それによって、自らの手で精査するほどの熱意と責任を持って編成されたと思いますので、その示した基本方針は何なのか。

また、町長が予算編成を前に、予算担当職員の前で大いに抱負を述べ、予算編成がなされたと思います。町長の今年度の重点施策は何か、お尋ねします。

また、町長の選挙公約が予算にどのように盛り込まれたのか、さらに今年度の地域、地方財政計画で、地方財政の確保ということで、基準財政需要額に算入され交付税措置されるものは何か。また、特別交付税措置されるものは何か。そして、決算や予算委員会で議会からの附帯意見として出されているものについて、事務事業にどのように反映されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 重要政策ということでの、公約の中にも入れておきましたけれども、まず今回の議会でも大分指摘をされましたけれども、公社の問題がございまして。何とかこの公社を自立できるようなことを誘導できないだろうかというふうにまず思っておりますので、今、山田議員からの質問もございましたけれども、金額は小さいんですけども、思いは、何とかしてこの公社を立て直したいということでもあります。

それから、地方財政計画云々、これ財政計画については本町としてはまだ、今回も指摘を受けましたけれどもつくっておりますが、今回の予算の中には特別自分として、

今回の質問の中にも出ておったんですけれども、例えば文化センターに代わるようなものというような関係の予算はございません。そういうものは入ってはおりませんが、あくまでも今のところはどういう状況で、どういうふうにできるかということでの模索中ということで捉えております。

本町の、このとおり、財政の内容等についてはお分かりのとおりで、需要額が30億円ぐらいということである中に、本町で見いだす財源っちゅうのは、二、三割ですね、3割までも行っていないという程度ですわね。ですから、これは自らの自主的な財源、財源を生み出すということに、まずもって考えを持っております。ですので、ぜひこれは工業団地を何とか、あのままの状態では駄目だということでの、これは予算的には特別そのことのための予算はしておりませんが、そういう考えで1年間を動くということになります。

それから、交付税措置どうのこうのと言われましたかね。交付税の関係についての特交関係については、内容等については、その年その年で内容が変わりますので、ちょっとこれは特交関係、ちょっとね、どういう内容で算定されるかということについては、担当課長から説明をさせたいというふうに思います。もし、落ちてるものあるかもしれませんが、次にもう1回お願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） それでは、中山議員の令和6年度の地方財政計画に基づく普通交付税の算定にはどのようなものが入っているかというような質問だったと思います。

それで、地方財源のということで、一番、最初にある一番は定額減税による減収への対応、それから子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保、給与改定、会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する地方財源の確保、物価高への対応、その他、防災力関係の対応、それからデジタル都市国家構想事業等について普通交付税で多く、国のほうで力を入れている財源と、計画となっております。

それから、特別交付税については、基本的には、特別交付税には、例年同様の、地方公務員の人材育成に係る地方交付税なんかが特別交付税の措置として見られるというような項目がございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員、答弁漏れはございませんでしたか。（「附帯意見」の声あり）町長。

○町長（早坂利悦君） 議会からの附帯意見、いつもお出しいただいているわけですので、そのことについては各担当課のほうへ十分配慮するということでの、私のほうからは指示をしております。

○議長（天野秀実君） 答弁漏れはございませんでしたか、中山議員。（「基本の方針は何かっていうこと」の声あり）中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 答弁ありがとうございます。

まず、先ほどの、何点か質問させていただきましたけれども、一番大事な基本の方針

っていうかね、基本方針は何だったのかっていうところには、何か正確な答えが、答弁がいただけなかったのかなという思いがございます。

2番目について、町長の本年度の重点施策は何かっていったら、開発公社の立て直し、それに予算をつけたということだと。また、町長の選挙の公約で予算はどう盛り込まれたのかっていうのも、これも同じく公社の経営の立て直しだということになるんだろうと思います。

そうした中で、正確に答弁をいただいていたのが交付税処置、基準財政需要額に算入されるものっていうのがあったのかなというふうに思います。

そしてまた、一番最後の附帯意見というのが、予算編成に当たって事務事業で、集中と選択っていうかね、そういった形の中でどのように、どのようなものを選択、集中し選択したのかということについては、答弁がなかったっていうかね、事務方っていうような話でありましたけれども。

町長、そこですら、今、予算編成するときにゼロベースでやったっていうことで、普通だと令和5年度の予算編成のときには、令和6年度には予算編成マイナスシーリングで予算編成しようかなというような思いも書かれてあったもんで、そういった中で、先ほど言ったのは、経済や財政状況、地域、諸般の課題を勘案してって言ったのは、その辺の中でどのようにそれをゼロベースで計算して、基本的な方針を示されたのかなという思いで尋ねてるわけですけども、そういったものではなかなか出てこなかったなという思いで、もう一度その辺を踏まえた中で、お尋ねをいたします。

また、公社の立て直し、これ2つの中で、重点政策と、そしてまた選挙公約だっているだけども、実際町長としては、やはり山田議員も先ほども話しておられたように、やはり活気なり、盛り上がり、またにぎわいっていうのを、町長は町民に夢を与える仕事の一つでもありますので、そういった意味でアフターコロナね、ウイズコロナを見た場合にどういった町の活性化というのを踏まえたのかなっていう、その辺も聞いたかったもんだから重点施策は何かと。今の答弁だと、なかなかそういった、期待できるっていうかね、町民がわくわくするような予算編成ではなかった、予算ではなかったというのが酌み取れたのかなというふうに思います。

そして、見てれば、そういった意味でいけば、総花的な組み方だったのかなというふうに思いますので、その辺を勘案した中での御答弁をいただければ幸いなのかなというふうに思いますので、その辺を踏まえた中で御答弁いただけるように、答弁を求めます。

○議長（天野秀実君） 暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

午後4時04分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、総括質疑を続けます。町長。

○町長（早坂利悦君） 中山議員のほうからの質問がございましたので、回答したいと思います。

まず基本的に予算の組み方の考え方として、今年はゼロベースにしたと。今までのシーリング方式からゼロベースにしたというようなことはどういうことかと、というようなことの質問かというふうに捉えました。シーリング方式ですから、ある程度、シーリング方式の場合は、ある程度もう上決めてあるわけですね。そして、そこからはみ出ないようにということに詰めていくんですけども、ゼロベースですから、いろいろな予想されるものを積み上げながら予算を組むということですので、言ってみれば、発想的にはシーリング方式よりも、より自由に発想可能だというふうに考えました。そういうことでの、今年度の基本的な予算の考え方としてゼロベースでやったということですね。

それから、にぎわいということをどう創出するかというような質問かと思いますが、これはやや、去年あたりからですね、町としての行事もできるようになりました。夏祭りもやりましたし、秋祭り、運動会全てやりました。あとは、それぞれの地区の中でのにぎわいということ意識して、今日、質問の中にもちょっとありましたけれども、地区の奨励費ということで予算化しておりますけれども、大枚のお金ではありませんが、地区のそういういろんな活動、行事等を持っていただいて、できるだけ人が集まることを意識してほしいと。そういうことで、にぎわいを、基本的な地区のにぎわいを積み上げてほしいというふうに考えておりました。

今年は、ですから、町の行事は全て計画どおり実施できるものというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 令和5年度でね、令和6年度はマイナスシーリングを実施するというような方針でいるというような説明があったのね。だから、説明というより、予算編成方針にそう書かれてるっていうことね。それは町長が書いたことね。だから、急遽変えられたのは何なのかなっていう、それらに関しては経済や財政状況を踏まえてやったのかな、そして、地域の諸問題も含めてやったのかなっていう感覚で捉えたものだから、なぜゼロベースになったのかと。そして、ゼロベースっていうのは、もう全くしらふに考えてやるということ、ただ今回予算取ったのは前年度にフッシュウするっていうかね、そういった形で予算編成をされたようだけれども、そういった中で言えば、考えで言えば、一番私どものところでは、一番まず何言っても財政力指数、宮城県で町長、何番目だと思いますか。そういうのを含めたときには、やはりマイナスシーリング等々になっていくのかなと。またそこんとこで、集中と選択っていうのから言えば、また効率、そういったものも考えた中での編成となっていけば、マイナスシーリングっていうのがそうなのか。だけれども、実際、健全化、財政健全化では、まだまだその数字にはほど遠いものだから、よいとは、余裕あるとは言わないけれども、まだまだそこまでいかねだっているんだっていうみたいな甘い考えがあるのかなと。しかしながら、経常収支比

率は84.5%になってるっていう。やっぱり普通だったら、昔だったら、町の場合は70から75ってなってっけっど、今やそういう時代じゃなくて、最低いっても80が限度かなっていう形でいけば、うちらほうは経常収支超えてるわけだよ。そういう意味から言ったら、やはりもっと財政に集中しながら予算編成、そして事務事業の選択等々を考えていかなければならないのではないのかなという思いで、それらも含めて、今、質問させていただいておりますので、そういったところも踏まえて、もう一度答弁していただければ。そしてまた、開発公社の立て直して言うげっども、町長はこのところで、本当にこの予算だけで立て直しできるのかどうか分んないげっど、そういう思いが、ここに予算化して重点施策としてしたっていうこと、分かってくれっていうことなのか、もう1回そのとこね。

あとね、にぎわいというのは、ただ、あと夢のある予算っていうかね、そういったものは、お祭りやればいいとかっていうものでなく、やっぱりもうちょっとした取捨選択した、要するに、事業やるときに、もうちょっと、予算を立てるときに、予算を確保するためにはやめなければならない事業も勘案しながら、そこを取捨選択しながらやっていただければ、もっとにぎわい、そして夢のある予算っていうかね、その事業が組めたのではないのかなあという、その取捨選択っていう意味から言ったら、それらをちゃんと実施すれば、そういったものでも夢は与えられたのではないかなという思いでお尋ねしてるわけですから。そういったものを踏まえた中で御答弁いただければ、これで3回になりますので、よろしく答弁のほど、お尋ねします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに財政力は弱いんです。これは県内でも一番下ぐらいですから、確かに財政力は弱い。結局は、これも一つは自らの財源を生み出す力がないということにつながるわけですね。その努力はしているつもりなんですよ、これはね。ただ、そうは、口で言うくらいすぐに目の前に、そのように出てくるわけではない。ただ、そういうことを意識しながらやっておるということでもあります。自然とね、そういう状況ですので、やっぱり大きいプロジェクト事業というのは、よほど慎重にやっぱり構えていかなくちゃならないということは、それはそれなんです。今回の、令和6年度の予算の中には、そういう大きいような、特別大きいような事業はですからありません。そういう内容だと。

それから、ゼロベースということですので、財政力弱いからマイナスシーリングでやるべきでないかという考えのようでもありますけれども、これマイナスでずっといきますと、やっぱりこの、それこそ夢も何もなくなっていくわけですよ、しぼんでいくんですから。マイナスでいきますから。ですから、これ毎年マイナスシーリングっちゅうわけにはいかないからゼロベースにして、ただその場合に、現状の社会情勢なども踏まえながら判断はしなくちゃならないが、今言ったように抑え込まないと、一応積み上げて一つの形を出せということがゼロベースということ判断しておりますので、その結果を見ながら、これは将来の考え方につなげる、つなげたいというふうに思います。

それから、にぎわい関係についての取捨選択、それも一つの方法でしょう。ですが、そんなに特別多く事業をやっているわけではないんですよね。人を、皆さんが、町民の皆さんが楽しむための事業を特別多くやっているわけではないと思うんですが、そういう中で、これまでやってきた、いわゆるコロナ前に戻すべく、そういうふうに努力をしていくということをもっと意識をさせていただいております。

それから、さっき申し上げて繰り返しになりますけれども、それぞれの地区の行事あるいは地区の皆さんの集まりを大事にしてほしいということ、指揮をしていきたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第23号令和6年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 色麻町奨学資金貸付基金特別会計でございますが、令和4年度でも今野議員が、その制度改革ということで質問しておりました。令和5年度についても私がですね、その制度改革について質問しておりましたが、町長はその際、おのおのですね、2回ともね、その都度検討しますという話をしておりましたが、町奨学事業運営委員会などでは、町長の諮問に応じて審議をするわけなんです、町長は何かその委員会に提案して諮問しているということはありませんか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 諮問する前にですね、やっぱり、例えば無返還のような形のものを、貸付金を返納しないというような、そういう考え方を何度か言われておりましたけれども、このことについてはもう少し慎重に考えたいというふうに私自身思っていますので、まだ教育委員会のほうには正式にそのことでの相談はしていません。

○議長（天野秀実君） 12番白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 町長、2年もたってるんですね、ちなみに。検討すると言ってからね。まだ教育委員会としての話もないし、運営委員会にも諮問してないということですか。要はですね、検討してないんですね、これは。補正予算で基金積立のお話を質問させていただきました。現金で7,400万円ほど。あと、貸付残高で7,200万円ということで、合わせまして基金総額1億4,000万円とかという数字になるんですが、それを踏まえて、今後どのように考えるのかですね。例えば、償還年限とか、貸付けの金額とか、その辺ですね、いろいろあると思うんですが、町長は頭の中ではどのような考えを持ってるんでしょうか、お聞きします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 貸付金額については、今のままでいいというふうに思っています。

今の金額ですね、貸し付けてる金額でいいというふうに思ってます。

それから返納しないような考え方、これも全員っちゅうわけには当然いかないわけですので、例えば大学生1人、あるいは高校生1人、その選抜にするのにどうするか、そういういろいろなことがありますので、そのことについては、ある程度、そういうことをやっている自治体もありますので、ちょっと参考にしながらどの範囲までが可能かどうか、そういうことをまず整理しなくちゃなりませんので、まだ教育委員会のほうに相談を申し上げる段階ではないと。今のところ、そういうふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 白井幸吉議員。

○12番（白井幸吉君） 高校生3万円、短大生4万円、大学生5万円ですか。この物価高の中でですね、いろいろ値上がりしてる中で、まずこの金額は町長は変えないという話ですが、やっぱりそういう世の状況も踏まえた中で、いかにしたら学校に通えるというかね、進学するというか、そういうものをいかにして考えるっていうのも当然出てくると思うんですけども、そういうのを踏まえて考えていただきたいと思うんですが、もう一度お願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 意外と申込者があまり多くないんですよ。あまり多くはなっていないんですよ。要するに、希望する人が思ったより多くないというような感じするんですよ。金額の、今言ったように金額を多くするのは、それはそれで考え方でありませけれども、逆に言うと、結構返還も大変だっちゅう話もあるんですよ、これは。借りた金額のね。ですので、その辺もいろいろ勘案をして、返さなくちゃならないわけですのでね。貸付金額については、もう少しちょっと検討は要するなというふうに思っています。これ上げたのまだそんなになんないんじゃないかなあ。今の金額に上げてからですね。2年、そんなになってないんでないかと思って記憶してるんですけどね。27年、分かりました。そういうことで、少し考えたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第24号令和6年度色麻町工業団地整備事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 色麻町工業団地整備事業特別会計について総括質疑をやらせていただきます。

まず、この事業についてですね、今回、一般質問もさせていただきましたので、まず、J SMCの新工場が大衡に建った場合、大規模生産拠点整備プロジェクトに選定されることになれば、どのように本町では整備等々ができるのかお尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の工業団地はですね、2工区を販売して3工区に手をつけるというふうになってるんですよね。だからこれがね、今例えば中山議員から言われたように、近くに半導体の工場が来るんだから、そっちも整備したらいいんでないかというふうに言われれば考えるんだけど、もともと2工区の販売を終わって3工区という考えですので、今はこの2工区を何とかして、どういう企業になるかは別として、このところに誘致をしなければいけないということで精いっぱいなんですよ。ですから、一般質問でも、農振法のこともありましたけれども、まずこのシステムで今進めているということをもっと理解してほしいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 町長には大変、ちょっと理解してもらえなかったのかなという思いがあって、工場、大衡に出ることにおいてね、国にこういったことで求めているものだから、この事業が採択された場合には、うちらほうにもこれは関連するのかっていうことで今尋ねてんの。だからそういったときに、うちらほうもこの採択したらこの工業団地関係に予算が来るのかっていうことなんです。それをお尋ねしてるの。

○議長（天野秀実君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりですね、その補助金の対象になるかならないか。まず今回、JSMCが立地する一つの条件として、国あるいは県の補助があることということがございますので、今現在、北海道、広島、あとは岩手県のキオクシア、また九州と、今4か所選定されておりますので、宮城県としても今現在国のほうに要望しているということがございますので、恐らく補助金の採択ということになれば、改めて県として促進地域のようなものを恐らく定めてくると。そうしますと、国交省、経済産業省いろんな補助が動きますので、その段階で本町としてもですね、大型工業団地の、一般質問でも申し上げました地理的優位性の状況を十分勘案して、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 採択されれば、そういったものは、うちらほうにも反映されるということで理解すればいいということによろしいですね。はい、分かりました。

○議長（天野秀実君） ほかに総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第25号令和6年度色麻町国民健康保険事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたしま

す。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第26号令和6年度色麻町後期高齢者医療特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第27号令和6年度色麻町介護保険特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第28号令和6年度色麻町介護サービス事業特別会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第29号令和6年度色麻町下水道事業会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 次に、議案第30号令和6年度色麻町水道事業会計予算について総括質疑を行います。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、各会計ごとの総括質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案第22号から議案第30号までの令和6年度各種会計の予算審査は、議長を除く全員で構成する予算審査全員特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する予算審査全員特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決しました。

続いて、お諮りいたします。本会議は付託しました審査が終了するまで休会することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本会議は付託しました審査が終了するまで休会とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 2 9 分 延会
